

社会福祉法人かやの実社

平成 29 年度事業計画

はじめに

くににおいては、ここ数年保育会では大きな変革が続いているが、28年度は社会福祉法人にとって最大の変革の年となった。各法人では、社会福祉法の改正に伴い、法人制度改革、評議員選定委員会の設置、評議員の選定、定款の改定を行い、平成29年度に向けた体制を構築した。保育園では、平成27年度に続き28年度は「子ども・子育て新システム(公定価格)」に伴い、東京都ではサービス推進費の見直し、各自治体では、子育て推進交付金の運用、ならびに単独助成の運用等の再構築がおこなわれた。また、都市部の待機児童が解消されない原因として保育士不足が指摘され、保育士給与の改善加算が引き続き行われたが、32歳が民改費上限であり、それ以降の昇級、昇格財源が確保されないというもっとも重要な問題は放置されたままであった。また、昨年、法人で定める給与を職責に応じた昇格制度の導入を求められ、多くの法人で給与システムを改正したが、それと国の保育士給与加算がうまくかみあわず不都合が生じている。29年度は、さらなる給与加算が予定されているが、各法人で定める給与制度が全く考慮されていないため、混乱が懸念される。その他、宿舍借り上げ補助制度が導入されたが、実施の可否や金額、対象等が自治体にまかされ、自治体間の格差拡大に繋がっている。

東京都においては、行政も議会もオリンピックと築地、豊洲問題に集中し、通常の保育業務については動きが少なかったが、29年度は、新たな保育士給与の加算を行うとされる。29年度は法人で定める給与規定とバラ撒きの実施される給与加算のすりあわせが必要となる。本来、保育士給与の改善は、民改率の上限撤廃と公定価格の改善、あるいは保育職俸給表の制定でおこなわれるべきである。

羽村市では、社会福祉法改正、法人制度改革に伴う定款改正作業を行ったが、宿舍借り上げ補助への取り組みはなされず、取り組みを行った近隣へ保育士が流出する可能性が生じている。公立保育園民営化は完了した。

かやの実社では、26、27、28年の3カ年事業として実施したさくら保育園の施設整備が完了した。なお、保育は28年度当初より新園舎でスタートした。また、低回の改正、評議員選任・解任委員会の設置、評議員会の設置を行った。

I 国の動き

平成 29 年度保育対策関係予算概要

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

平成 29 年度概算要求

(平成 28 年度予算)

987 億円 →

(平成 29 年度予算案)

1,060 億円

1 待機児童解消等の推進に向けた取組

1 保育所等の整備支 567 億円

2 保育園等改修支援 117 億円

3 賃貸方式による小規模保育の推進 7 億円

4 保育人材確保のための総合的な対策 205 億円

保育の受け皿拡大に伴い必要となる保育人材の確保のための取組として、「保育士宿舎借り上げ支援事業」の対象要件（保育園等に採用されてから 5 年間）の拡大，市町村における新卒の人材確保や潜在保育士の再就職支援，就業継続支援の取組を積極的に支援するなど，保育人材確保対策の充実を図る。

また，保育士の質の向上・人材確保を行うための各種研修を実施する。

○保育士確保対策

- ・保育士・保育所支援センター設置運営事業【拡充】
- ・保育士宿舎借り上げ支援事業【拡充】
- ・保育体制強化事業
- ・保育士養成施設に対する就職促進支援事業
- ・保育人材就職支援事業【新規】

○保育士資格取得と継続雇用の支援

- ・認可外保育施設保育士資格取得支援事業
- ・保育士資格取得支援事業
- ・保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業
- ・保育士試験追加実施支援事業

- ・保育士試験による資格取得支援事業
- ・保育補助者雇上強化事業
- ・若手保育士や保育事業者への巡回支援事業
- ・保育士等のキャリアアップ構築のための人材交流等支援事業
- ・保育所等における業務集約化推進事業【新規】

○保育士の質の向上と保育人材確保のための研修

- ・保育の質の向上のための研修事業
- ・新規卒業者の確保，就業継続支援事業
- ・保育所保育士研修等事業
- ・保育士試験合格者に対する実技講習
- ・保育実習指導者に対する講習

5 安心かつ安全な保育の実施（新規）

3 億円

保育園等での事故を防止するため，保育園等への巡回指導や事故予防のための研修の実施などを支援する。

6 認可を目指す認可外保育施設への支援（厚労省分）

10 億円

7 事業所内保育施設への支援

23 億円

8 企業主導による多様な就労形態等に対応した多様な保育サービス

※：内閣府で要求

2 子ども・子育て支援新制度の実施（一部社会保障の充実）

※：内閣府で要求

3 その他の保育の推進

1 事故情報の集約・事後検証等

500 万円

保育所等における重大事故の再発防止のため，事故情報の集約，事後検証等を実施する。

2 子どもの預かりサービスに係る安全確保業務

800 万円

子どもの預かりサービスの安全性を確保するため，マッチングサイト運営者のガイドライン遵守を促し，子どもの預かりサービスを行う事業者のガイドラ

インの適合状況の確認等を実施する。

3 「保育専門調査官」の配置」(新規) 700万円

保育所保育指針の改定を踏まえ、当該改定の周知を行う平成29年度において、改定内容の普及啓発並びに保育に関する指導、助言及び調査を行うことを目的として、「保育専門調査官」を配置する。

4 子育て支援員研修 6億円

幅広い子育て支援分野において、経験豊かな地域の人材が幅広く活躍できるよう、必要な研修を受講した者を「子育て支援員」として認定することにより、新たな担い手となる人材の確保等を図る。

5 子ども・子育て支援の充実のための研修・調査研究事業の推進 3億円

子ども・子育て支援新制度において、様々な給付・事業が拡充されることに伴い、担い手となる職員の資質向上及び人材確保を行うため各種研修を実施するとともに、子ども・子育て支援新制度の円滑な施行及び子ども・子育て支援に関する制度の見直しや課題に対応するための各種調査研究を実施する。

6 その他 20億円

保育所において、障害児を受け入れるために必要な改修費等の一部を補助する事業、認可外保育施設に従事する職員に対する健康診断に必要な費用の一部を補助する事業、市町村域内における保育需給のミスマッチを解消するため、利便性の良い場所に設置する送迎センターにおいて、送迎バス等による児童の送迎に要する費用の一部を補助する事業等を実施する。

II 東京都の動き

1 誰もがいきいきと活躍できる都市 — 「ダイバーシティ」の実現

1 待機児童解消に向けた取組 1,630億円

保育士等キャリアアップ補助など。保育サービス利用児童数 18,000 人増加。
内訳

(1) 待機児童解消に向けた取組 1,381億円

待機児童の解消に向けて、都独自の手法により多様な保育サービスの整備を加速させるとともに、保育サービスの拡充を支える人材を確保するため、保育士等の処遇改善などの取組の更なる充実を図ります。

(2) 子育て環境の充実 201億円

出会い・結婚から妊娠・出産、子育てまで切れ目のない支援を行うとともに、子供の安全・安心な居場所づくりを促進するなど、安心して子供を産み育てられる環境の整備を推進します。

社会福祉法人制度の概要と評議員の役割

～地域に根ざした社会福祉法人の運営にむけて～

地域の福祉ニーズが多様化・複雑化するなか、社会福祉法人は福祉サービスの中核的な担い手として、これまで以上に地域社会に貢献していくことが期待されています。また、公益性・非営利性を持った組織として、運営の透明性を確保することや組織経営のガバナンスを強化していくことが求められています。

こうしたなか、社会福祉法人制度改革が行われ、平成29年4月1日よりすべての社会福祉法人が評議員会を設置することとなりました。かやの実社では評議員会の設置運営、社会福祉法の改正、保育新システムと法人給与制度について学習します。



社会福祉法人の概要と制度改革

これからの法人運営について

1 社会福祉法人は、地域における福祉サービスの中核的な担い手です

- 社会福祉法人は、社会福祉の発展・充実に使命とし、地域住民が日々の生活のなかで必要とするさまざまな福祉サービスを提供し、支援することを目的に社会福祉法に基づいて設けられています。
- 提供するサービスには、たとえば高齢者の介護、障害児者への各種支援、保育、虐待を受けている人へのケアなどがあり、さまざまな分野・種類にわたっています（かやの実社は保育）。
- とくに、支援を必要とする人が入所して利用するサービス（福祉施設）（第一種社会福祉事業）については、利用者への影響が大きく、経営の安定を通じた利用者保護の必要性が高いため、国や地方公共団体とならんで社会福祉法人が運営主体として位置づけられています。
- 福祉施設や在宅福祉サービスを経営する法人のほか、社会福祉協議会や都道府県共同募金会も社会福祉法人格を有しています。



2 公益を目的とした公共性の高い組織です

- 社会福祉法人は、公益を目的とした公共性の高い民間の非営利法人で、サービス提供（事業）の結果生じた利益は、株式会社のように配当などで外部に分配はしません。地域のニーズにそった福祉サービス充実や拡大にのみ使われます。
- 適正な運営を確保し、継続的なサービス提供を行うため、設立にあたっては、土地や財産など安定した経営基盤の保持が原則となっています。事業の開始・廃止には行政の認可が必要です。
- さらに、主務官庁の監査権や命令権、情報開示など、法人の適正運営のため、行政が関与する仕組みが設けられています。

3 平成29年4月以降、すべての社会福祉法人が評議員会を設置することになりました

- 社会福祉法人の多くはこれまでも、諮問機関として評議員会を設置し、地域の住民や福祉関係者の声を運営に反映させる取り組みを進めてきました。
- 平成28年3月の社会福祉法改正により社会福祉法人制度の見直しが行われました。これにより、従前は任意設置の諮問機関であった評議員会が、すべての社会福祉法人に議決機関として必ず設置されることとなりました。
- 社会福祉法人がさまざまなニーズに応え、地域に根ざした運営を今後より一層進めていくために、地域の福祉関係者が評議員として参加していくことが重要です。

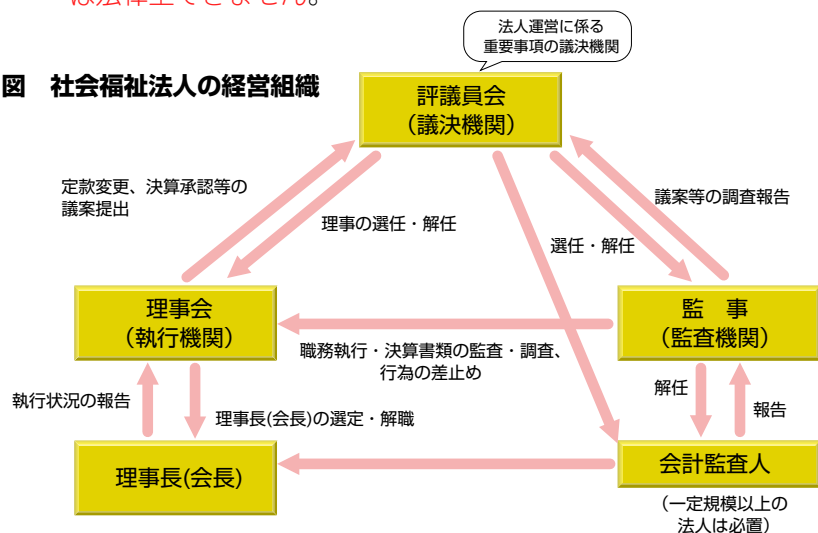


評議員に期待される役割

1 評議員会は、社会福祉法人が適切に運営されるようチェック役を果たします

- 社会福祉法人には、評議員全員で構成する評議員会が置かれます。
- 評議員会は、法人運営の基本ルール・体制を決定するとともに役員等の選任・解任等を通じ、事後的に法人運営を監督する役割を果たします。☞かやの実社では平成29年度より設置。
- また、評議員会は役員等へのけん制機能を持つ機関であり、**評議員の選任・解任は理事会で行うことは法律上できません。**

図 社会福祉法人の経営組織



2 地域の福祉ニーズや福祉サービスを利用する当事者の声を社会福祉法人の運営に反映させていきます

- **評議員は**、理事の定数を超える数を置くことが必要で、法律上「**社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者**」のうちから選任することとしています。
- たとえば住民組織の代表者や民生委員・児童委員、福祉協力員、地区社協役員、NPOやボランティアの活動者等は、活動を通して地域の福祉ニーズを把握する立場にあり、その経験を生かして社会福祉法人の評議員として参画することで、法人に地域のニーズを伝えていくことができます。
- また、老人クラブやひとり親家庭の会、障害児・者（家族）の会など、当事者組織のリーダー等が評議員になることで福祉サービスを利用する当事者の声を社会福祉法人の運営に生かしていくことも重要でしょう。
- 企業で経営や会計・財務、人事労務等に関わってきた経験を生かして社会福祉法人を応援していただくことも有意義なことです。
- なお、評議員になるのに、**社会福祉や組織経営に関する資格等は特に必要ありません。**

3 定時評議員会のほか、必要時に開催される評議員会に出席します

- 評議員になった場合、**毎年度1回（6月）に開催される定時評議員会に出席**し、前年度の事業の報告を受けるほか、決算の承認、役員等の選任・解任、役員報酬の決定、定款の変更といった重要な事項について審議し、決議します。また、このほか必要時に開催される評議員会にも出席します。
- 評議員は、その役割を果たすにあたって「善良なる管理者の注意をもって取り組むこと」（善管注意義務）が求められており、評議員会で十分な討議を行い、適切に議決権を行使していくことが重要です。
- 評議員会は評議員本人が出席することが必要で、代理人を通じて議決権を行使したり、書面で投票したりすることはできません。

改正社会福祉法の概要（社会福祉法人制度の大改革）

平成28（2016）年3月31日、**改正社会福祉法**が成立、同日公布されました。

なお、今般の改正は、**社会福祉法人制度の大改革**であり、**既存法人にも大きな影響**があります。

改正法の**施行は、平成29（2017）年4月1日から**ですが、一部の条文は平成28（2016）年4月1日から施行されています。

なお、最も大きな改正事項にかかる施行は、来年、つまり平成29（2017）年4月1日からのものですが、**既存法人はその前にさまざまな準備**をしなければなりません。

改正社会福祉法の主な内容

今般の改正は、以下のとおり、大きくは「社会福祉法人制度の改革」と「福祉人材の確保の促進」という内容に分けられます。

しかしながら、今般は、その中でも最も大きな改正である「社会福祉法人制度の改革」について説明します。

経営組織の在り方の見直し（ガバナンスの強化）

今般の改正で最も大きいものは、「**評議員会の必置**」およびその「**議決機関化**」です。

旧法では、「評議員会」は任意設置であり、かつ「諮問機関」でしたが、改正法では、すべての社会福祉法人において必ず設置しなければならない機関とされ、これまで、保育園や介護施設のみを運営している法人で設置していなかった法人も設置しなければならなくなりました。

なお、「**評議員**」の資格、任期、数等及び「**評議員会**」については以下のとおりです。

★【**評議員**】及び【**評議員会**】

	【欠格事由】 ・ 法人 ・ 成年被後見人又は被保佐人 ・ 社会福祉法、生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又	【条 件】 ① 役員（理事・監事）及びその法人の職員は兼務不可であること。 ② 理事の数より多いこと。 ③ 評議員のうちには、各評議員について、配偶者及び三親等内の親族その他各評議員と省令で定める特殊の関係がある者がいてはならないこと。
資 格	は執行を受けることがなくなるまでの者 ・ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者 ・ 解散を命じられた社会福祉法人の解散当時の役員	④ 評議員のうちには、役員の配偶者及び三親等内の親族その他各役員と省令で定める特殊の関係がある者がいてはならないこと。【 評議員候補人材例 】・社会福祉事業、学校等その他の公益事業経営者・社会福祉に関する学識経験者（大学教員等）・社会福祉法人関与実績のある弁護士、公認会計士、税理士・地域の福祉関係者（民生・児童委員）・退職後一定期間経過後の社会福祉法人職員OB ・ 地域の経済団体が適切者として推薦する者 など

数	理事の数を超える数（例：理事6人の場合は7人以上）	※なお、経過措置として「小規模法人」（平成27年度収益が4億円以下の法人とする予定）は、法施行から3年間は「4人以上」とするとされている。
任期	4年（なお、定款の定めにより、「6年以内」まで伸長することができる。）	※満了日は、選任後4年以内に終了する会計年度の最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで。 ※「定時評議委員会」とは、毎会計年度終了後の一定の時期に招集され、決算等の承認を行うために必ず開催する必要のある評議員会のことをいう。 ※既存の法人において旧法に基づき選任された評議員は、その任期にかかわらず、改正法施行日の前日（平成29（2017）年3月31日）に任期が満了することとなっている。
選任方法	定款の定めによる。（ただし、定款の定めによっても、理事又は理事会が評議員を選任することはできない。）	既存法人は、まずは平成28（2016）年10月以降に国から示される「社会福祉法人定款例」に則って評議員の選任方法を定款に定めるという「 <u>定款</u> 」変更をして、平成29（2017）年3月までに所轄庁の認可を受け、そして「 <u>評議員選定委員会</u> 」なるものを設置して評議員を選任することとなる。
議決	<評議員会> 【普通議決事項】（過半数決議） ・理事・監事・会計監査人の選任及び理事・会計監査人の解任 ・決算の承認 ・監事の報酬 ・評議員、理事、監事の報酬の基準の承認 ・特別議決事項を除く法人の解散、合併及び清算 ・定款で定めた事項	なお、評議員会には、いわゆる「書面決議」が認められる。なお、いわゆる「書面決議」があったとみなされる場合には、その時に「<u>定時評議員会</u>」が終結したものとみなされる。 ※評議員会の決議を必要とする事項については、たとえ定款で理事や理事会で決定できると定めても無効である。

事項		
	【特別議決事項】（2/3以上の多数決議） ・ 監事の解任 ・ 社会福祉法人に対する役員の損害賠償の一部免除 ・ 定款の変更 ・ 法人の解散 ・ 法人の吸収合併、新設合併契約の承認 など	
その他	社会福祉法人と評議員との関係は、民法上の「委任」契約なので、評議員は法人に対して「善管注意義務」を負うこととなる。	評議員に「善管注意義務」違反の事実があれば、債務不履行により損害賠償を求められる可能性がある。

なお、**理事・監事**についても改正がありました。そして、「会計監査人」という機関も新たに設けられました。また、「**理事会**」が明示されました。

「**理事**」・「**監事**」及び「会計監査人」の資格、任期、数等及び「**理事会**」については以下のとおりです。

※：かやの実社では会計監査人の設置は必要ありません。

★【理事】及び【理事会】

資 格	【欠格事由】 ・ 法人 ・ 成年被後見人又は被保佐人 ・ 社会福祉法、生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者 ・ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者 ・ 解散を命じられた社会福祉法人の解散当時の役員	【条 件】 ① 評議員・監事は兼務不可であること。 ② 次の者が含まれていること 1) 社会福祉事業の経営に関する見識を有する者 2) 当該法人の事業区域における福祉の実情に通じている者 3) 施設設置法人の場合は、当該施設の管理者 ③ 理事のうちには、各理事について、配偶者及び三親等内の親族その他各理事と省令で定める特殊の関係がある者が3人を超えて含まれないこと。 ④ 当該理事、その配偶者及び三親等内の親族その他各理事と省令で定める特殊の関係がある者が、理事総数の3分の1を超えて含まれないこと。
数	6人以上	※これまで法律では「3人以上」となっており、しかし「社会福祉法人審査基準」や「社会福祉法人定款準則」では「6人以上」となっていた。今般の改正では、その「6人以上」ということを法律に記載した。
選 任 方 法	評議員会の決議による。（※なお、欠員が定款で定めた定数の3分の1を超えた場合には遅滞なく補充しなければならない。）	※既存法人における改正法に基づく最初の「理事」の選任方法については、上記「任期」の記載を参照のこと。

議決	<理事会> 【議決事項】（過半数決議） ・ 法人の業務執行の決定 ・ 理事長及び業務執行理事の選定及び解職 ・ <u>重要な財産の処分及び譲受け</u> ・ <u>多額の借財</u> ・ <u>重要な役割を担う職員の選任及び解任</u>	※理事会は、必ず、理事の中から「理事長」1人を選定しなければならない。 ※通常、「理事長」及び「業務執行理事」が法人の日常の業務執行を行うが、左の太字下線の事項その他の重要な業務執行の決定は、理事長、業務執行理事に委任することができず、必ず理事会で行わなければならない。 ※「業務執行理事」とは、理事会の決議により、理事長以外の理事であって法人の業務を執行させるために選定した理事をいう。なお、選任は、法人の任意。 ※「理事長」及び「業務執行理事」は、3か月に1回以上（定款に4か月を超える間隔で2回以上と定めることも可能）、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。
事項	・ <u>従たる事業所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止</u> ・ <u>理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制等の整備</u> ・ <u>理事・監事及び会計監査人又は評議員がその任務を怠ったため、法人が損害を受けたときの損害賠償責任の免除</u> ・ <u>その他の重要な事項</u>	
その他	・ 理事は、評議員会から特定の説明を求められた場合は、必要な説明をしなければならない。 ・ 理事は、定時評議員会において、事業報告の内容を報告しなければならない。	※「理事長」は、あくまでも「理事」（の一員）であって、「理事」以外の機関というわけではないことに留意する。

★【監 事】

	【欠格事由】	【条 件】
資 格	・ 法人 ・ 成年被後見人又は被保佐人 ・ 社会福祉法、生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者 ・ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者 ・ 解散を命じられた社会福祉法人の解散当時の役員	① 評議員・理事及びその法人の職員は兼務不可であること。 ② 次の者が含まれていること 1) 社会福祉事業の経営に関する見識を有する者 2) 財産管理に関して見識を有する者③ 監事のうちに、各監事及び理事について、配偶者及び三親等内の親族その他各理事と省令で定める特殊の関係がある者が3人を超えて含まれないこと。 なお、監事には、公認会計士または税理士を登用することが望ましいとされている。
数	2人以上	※これまで法律では「1人以上」となっており、しかし「社会福祉法人審査基準」や「社会福祉法人定款基準」では「2人以上」となっていた。今般の改正では、その「2人以上」ということを法律に記載した。
任 期	2年（なお、定款の定めにより、その任期を短縮することができる。）	※満了日は、選任後2年以内に終了する会計年度の最終のものに関する「定時評議員会」の終結の時まで。 ※既存の法人において平成29年4月1日に存在する監事の任期は、その任期にかかわらず、平成29年4月以降に開催される最初の「定時評議員会」の終結の時までである。したがって、最初の「定時評議員会」において、改正法に基づく監事を選任する必要がある。
選 任 方 法	評議員会の決議による。（※なお、欠員が定款で定めた定数の3分の1を超えた場合には遅滞なく補充しなければならない。）	※既存法人における改正法に基づく最初の「監事」の選任方法については、上記「任期」の記載を参照のこと。

	【権 限】 ・ 理事の業務執行の監査 ・ 理事及び法人の職員に対する事業の報告の求め又は業務及び財産の状況の調査 ・ 理事会に出席しての意見申述 ・ 理事会招集の理事への請求（招集通知が発せられない場合、理事会を招集することができる。） ・ 理事の法人の目的範囲外行為、法令、定款違反行為の事実、又はそのおそれがある場合であって、法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときの理事に対する行為の差止めの請求	
権 限 及 び 義 務	・ 会計監査人が下記のいずれかに該当するときの全員の同意による会計監査人の解任 ①職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき ②会計監査人としてふさわしくない非行があったとき ③心身の故障のため、職務執行に支障があり、又はこれに堪えないとき	

【義 務】 ・ 監査報告（書）の作成 ・ 計算書類及びその附属明細書並びに事業報告及びその附属明細書の監査 ・ 理事の不正行為又はそのおそれがあると認めるとき、あるいは定款違反、著しい不当な事実があると認めるときの理事会への報告 ・ 理事会への出席 ・ 評議員会への理事提出議案、書類等に法令や定款違反、著しく不当な事項があると認めるときの評議員会への報告	
--	--

このほか、「役員等（理事・監事・会計監査人）及び評議員の損害賠償責任の明確化」や「罰則の強化」が図られた。役員等及び評議員は、各々その任務を怠ったときは、法人に対して、これにより生じた損害を賠償する責任を負うこととなりました。ただし、法人に対する責任については、一般社団法人法第112条から同第116条までの規定の準用により、その一部免除や責任限定契約が認められています。

また、第三者に対しても、役員等及び評議員は、その職務を行うについて「悪意」又は「重過失」があったときは、これにより第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこととなりました。

特に役員等は、次の場合にも第三者への損害賠償責任を負います。ただし、注意を怠らなかったことを証明したときは責任を免れます（※：善管注意義務違反）。

理事 計算書類等に虚偽記載又は記録を行ったとき

監事 監査報告（書）に虚偽記載又は記録を行ったとき

※当事者の役員等及び評議員でない他の役員等及び評議員も、当該損害賠償については連帯責務者となることに留意が必要です。

罰則については、役員等及び評議員に「背任罪」（評議員・理事・監事が対象）や「収賄・贈賄罪」（評議員・理事・監事・会計監査人が対象）の適用をなすこととなりました。

また、以下のいずれかに該当したときは、上記の者等は20万円以下の過料に処せられることとなりました。

- ・ 社会福祉法に基づく政令の規定による登記を怠ったとき
- ・ 公告を怠る又は不正の公告を行ったとき
- ・ 正当な理由なく書類の閲覧や交付等を拒んだとき
- ・ 定款、議事録、財産目録、会計帳簿、貸借対照表、趣旨計算書、事業報告書及び附属明細書、監査報告（書）、会計監査報告（書）決算報告（書）その他の書面（電磁的記録）に記載もしくは記録すべき事項を記載、記録しなかったり、虚偽の記載、記録をしたとき
- ・ 帳簿や書類もしくは電磁的記録を備え置かなかったとき
- ・ 所轄庁への報告をせずもしくは虚偽の報告をし、または所轄庁の職員による検査を拒みもしくは妨害や忌避したとき

事業運営の透明性の向上

改正法では、これまで批判の多かった社会福祉法人の事業運営について、透明性を向上させるために、情報公開の対象の拡大とルールの特明確化がなされました。

備置き・閲覧請求可能書類が増えたり、閲覧請求権者の範囲が拡大しました。また、それら書類の公表についても新たに規定されました。そして、毎会計年度終了後に届出しなければならない書類も増えました。

以下、まとめたものです。

備え置き・閲覧

- ・定款（変更後のものも含む）
- ・事業報告（書）及びその附属明細書
- ・貸借対照表、収支計算書及びその附属明細書
- ・監査報告（書）〔※会計監査報告（書）含む〕
- ・財産目録
- ・役員等名簿
- ・役員等の報酬の基準の記載書類（又は記録）
- ・現況報告書

公表

- ・定款（変更後のものも含む）
- ・貸借対照表、収支計算書及びその附属明細書
- ・現況報告書
- ・役員等の報酬の基準記載書類（又は記録）

※方法は、インターネットによる。

財務規律の強化

新たに役員等の報酬の基準を定めること、及びそれを公表することは上記にて記載したとおりですが、これ以外にも、法人は役員等、職員その他それらの配偶者や三親等内の親族等に「特別の利益」を与えることを禁止しました。なお、税法上の一般社団・財団法人が非課税とされるための「特別の利益」の例は以下のとおりです。

- ①法人が、特定の個人又は団体に対し、その所有する土地、建物その他の資産を無償又は通常よりも低い賃貸料で貸し付けていること。
- ②法人が、特定の個人又は団体に対し、無利息又は通常よりも低い利率で金銭を貸し付けていること。
- ③法人が、特定の個人又は団体に対し、その所有する資産を無償又は通常よりも低い対価で譲渡していること。
- ④法人が、特定の個人又は団体から通常よりも高い賃借料により土地、建物その他資産を賃借していること又は通常よりも高い利率により金銭を借り受けていること。
- ⑤法人が、特定の個人又は団体の所有する資産を通常よりも高い対価で譲受けていること又は法人の事業の用に供すると認められない資産を取得していること。
- ⑥法人が、特定の個人に対し、過大な給与等を支給していること。

地域における公益的な取組を実施する責務

改正法では、努力義務規定ながら、社会福祉事業及び公益事業を行うに当たり、無料又は低額な料金で福祉サービスを提供することを責務として規定しました。

内部留保の特明確化と福祉サービスへの再投下

社会福祉法人の内部留保の肥大化・不透明化に対する批判に応える措置として、法人は、「純資産額」から「事業の継続に必要な財産額」（※事業に活用する土地建物等、建物の建替・修繕に要する資金、必要運転資金、基本金及び国庫補助等特別積立金）を引いた額を特明確化し、その額（「社会福祉充実残額」という。）を保有する法人に対しては、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充にかかる計画の作成を義務付けました。

(加算率区分表)

職員一人当たりの平均勤続年数	加算率		
	基礎分	賃金改善要件分	うちキャリアパス要件分
11 年以上	12%	4%	1%
10 年以上 11 年未満	12%	3%	
9 年以上 10 年未満	11%		
8 年以上 9 年未満	10%		
7 年以上 8 年未満	9%		
6 年以上 7 年未満	8%		
5 年以上 6 年未満	7%		
4 年以上 5 年未満	6%		
3 年以上 4 年未満	5%		
2 年以上 3 年未満	4%		
1 年以上 2 年未満	3%		
1 年未満	2%		

備考

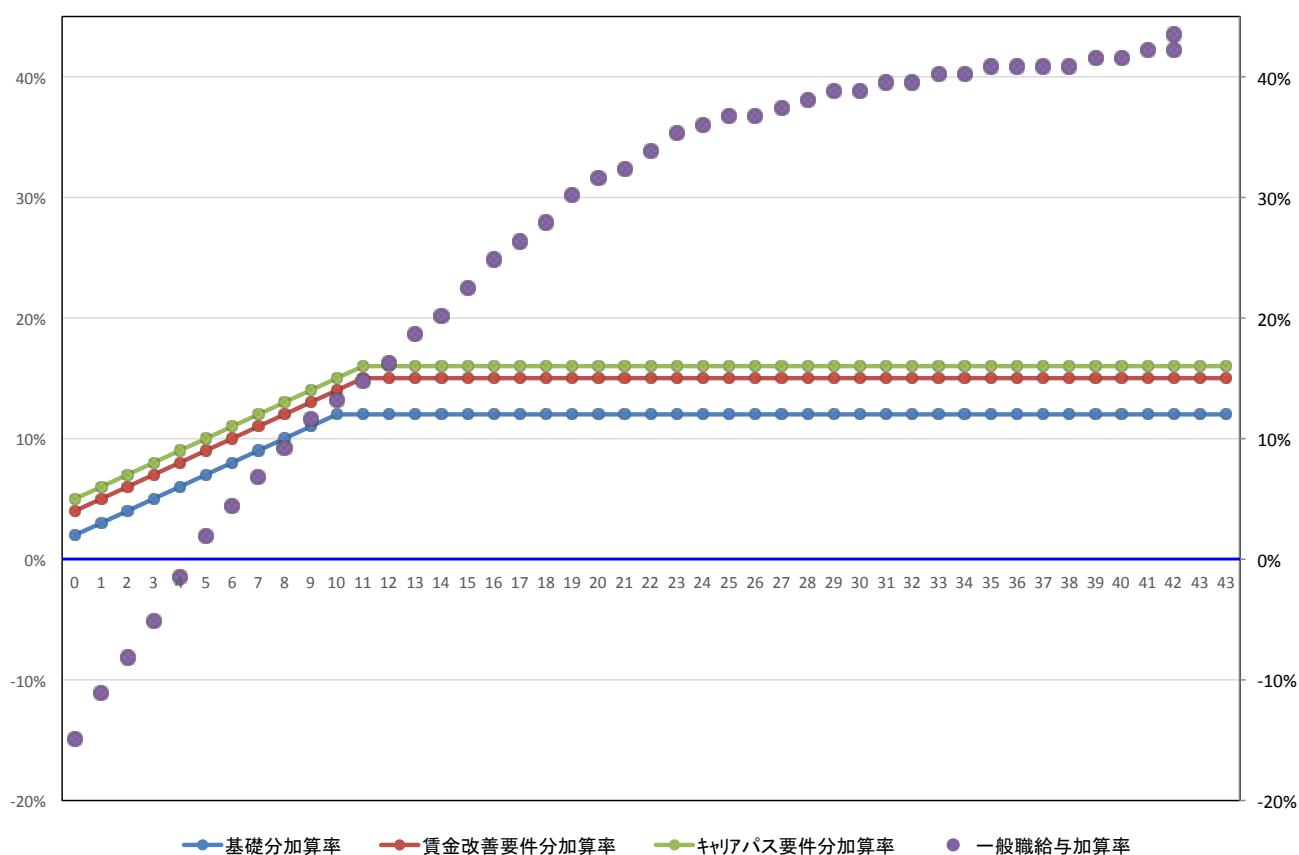
1

基礎分は、全ての施設・事業所が対象となる。

2

賃金改善要件分は、2（1）の賃金改善要件に適合する施設・事業所が対象となる。ただし、2（2）のキャリアパス要件に適合しない施設・事業所については、キャリアパス要件分の区分の値を減じた値とする。

一般職給与率(支出=点G)と給与加算率(収入=折線G)
0%(青線)は国基準保育士給与



技能・経験に応じた保育士等の処遇改善の仕組みについて

1 概要

- ・ 副主任保育士・専門リーダー（仮称・月額4万円の処遇改善の対象（園長・主任保育士等を除いた職員の概ね1/3））・職務分野別リーダー（仮称・月額5万円の処遇改善の対象（園長・主任保育士等を除いた職員の概ね1/5））等を設けることにより、キャリアパスの仕組みを構築し、保育士等の処遇改善に取り組む保育園等に対して、キャリアアップによる処遇改善に要する費用を公定価格に上乗せを行う。（公定価格上の加算の創設）

2 要件

- ・ 加算額を確実に賃金改善に充てるため、賃金改善計画の策定及び実績報告を行うこと（現行の処遇改善等加算と同様）
- ・ キャリアアップの仕組みを構築する観点から、対象者について、発令等を行っていること
- ・ 処遇改善の対象者が以下の基準を満たすものとなっていること

<月額4万円の処遇改善の対象者>

- ・ 経験年数が概ね7年以上
- ・ キャリアアップ研修のうち4分野以上の研修を受講していること

<月額5万円の処遇改善の対象者>

- ・ 経験年数が概ね3年以上
- ・ キャリアアップ研修のうち担当する分野の研修を受講していること

※ 経験年数は「概ね」であり、各施設の状況を踏まえて決めることが可能

※ 研修に関する要件については、平成29年度は課さず、平成30年度以降は職員の研修の受講状況等を踏まえ決定。

- ・ 職務手当を含む月給により賃金改善が行われていること

3 職員への配分方法

- ・ 技能・経験に応じた処遇改善については、原則は、月額4万円又は月額5万円の賃金改善により実施。
ただし、月額4万円の配分については、各施設における職員の経験年数・技能、給与実態等を踏まえ、各幼稚園・保育園等の判断で、技能・経験を有するその他の職員（園長を除く）にも配分可能（月額5万円以上～4万円未満）とする。
- ・ 上記の場合でも、実際に月額4万円の賃金改善を行う職員を、公定価格上の月額4万円の処遇改善の対象者数の1/2（端数切り捨て）は確保する。
- ・ 平成30年度以降に係る配分方法については、職員の研修の受講状況等を踏まえ検討。

子ども・子育て会議（第30回）、子ども・子育て会議基準検討部会（第33回）合同会議より 図①

キャリアパスのための研修受講

研修は都道府県単位で実施され、受講履歴は、受講者が将来他県に移動しても、研修修了者の情報を都道府県間で通知する仕組みにするそうです。

1科目は約15時間程度の研修とするため、受講に2日半～3日程度要するものとなり、新制度とともに公定価格の基本分に盛り込まれた「保育士1人当たり年間2日の研修を受けるための代替職員（非常勤保育士）の費用」は平成29年度より年間3日に引き上げられます（この部分は公定価格の基本分の中に含まれているため、標準時間基本分単価、短時間基本分単価ともに、金額が増加します）。

また、研修は都道府県実施のみならず、各保育団体等の実施の可能性等も現在探られています。さらに、県内1か所の実施等にならないように、また年間数回の開催を行うなど、できるだけ受講者への配慮も考慮したいとのこと。

要件と手当

副主任に当たる役職の方は、将来主任等になる可能性のある方（ライン職）なので、以下の4点を要件としています。

- ① 経験年数が概ね7年以上
- ② 職務分野別リーダーを経験
- ③ 「マネジメント+3つ以上の分野」の研修を修了
- ④ 副主任保育士としての発令

また、専門リーダーは各分野のスタッフ職という位置づけで、以下の4点を要件としています。

- ① 経験年数が概ね7年以上
- ② 職務分野別リーダーを経験
- ③ 「4つ以上の分野」の研修を修了
- ④ 専門リーダーとしての発令

そして、それぞれ月額4万円の処遇改善を行うとされています。

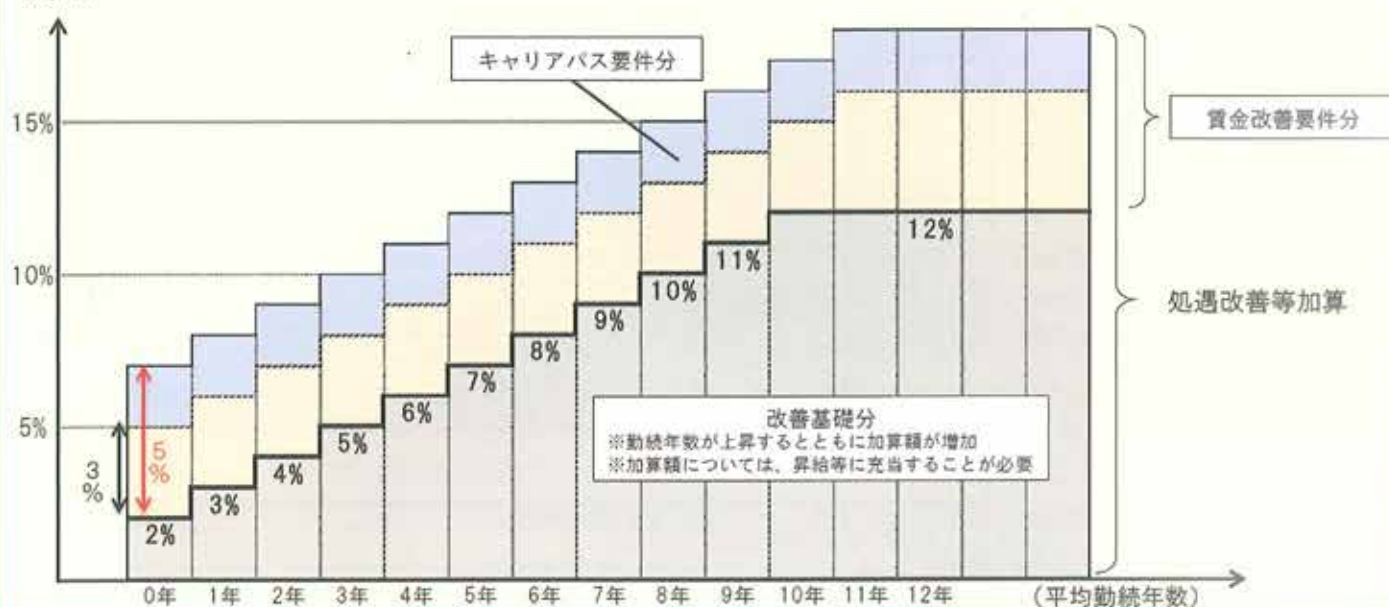
全ての保育士等を対象とした2%の処遇改善について

1 概要

- ・ 2%の処遇改善については、現行の処遇改善等加算（賃金改善要件分）の加算率の積み増し（3%→5%）により実施。
- ・ キャリアアップの仕組み（賃金体系、資質向上のための研修計画等）を構築していない場合、5%からキャリアパス要件分として2%減額。
- ・ 5%の処遇改善については、月給への反映を努力義務とする。

＜処遇改善等加算のイメージ図＞

（加算率）



子ども・子育て会議（第30回）、子ども・子育て会議基準検討部会（第33回）合同会議より 図②

この役職に当たる職員の要件である4分野の研修受講には、少なくとも4年間はかかるであろうと、厚労省も考えているようです（その間は、少なくとも何らかの経過措置等が配慮される方向のようです）。

一方、職務分野別リーダーに当たる役職の方は、

- ① 経験年数が概ね3年以上
- ② 担当する職務分野の研修（1ページ・表中「保育士等【研修分野】」の①～⑥）を修了
- ③ 修了した研修分野に係る職務分野別リーダー（乳児保育リーダー、食育・アレルギー対応リーダー等）としての発令、さらに同一分野について複数の職員に発令することも可能

となっています。

また、「各保育園、認定こども園等の状況を踏まえ、副主任保育士・専門リーダーの配置の比率は柔軟に対応可」とされていますので、定員規模等により何人役職を配置するかは各園の判断で決められます。

ただし、それぞれの「経験年数に係る要件については

『概ね』であり、各保育園等における職員の状況を踏まえ決めることができる」とされていますので、「7年以上・3年以上については、あくまでも目安と考えてよい」とのことです。

そして、「技能・経験を有する保育士等に対する処遇改善については、職務手当を含む月給により実施」と定められていますので、「職務に応じた給与手当で支給」することが現実的であろうと考えます。

基本給に上乘せするのは間違いではありませんが、例えば、職務階層に応じた基本給額表を全面的に作り直すなど、かなり大きな改革となってしまうでしょう。もちろん、手当の改善と基本給額表の改善の組み合わせで行っても可能です。

*この処遇改善の対象施設等は、公定価格における現行の処遇改善等加算の対象と同じ民間施設・事業所が対象となっています。

保育士等(民間)に関するキャリアアップ・処遇改善のイメージ(2・3号関係)

※新たな名称はすべて仮称

研修による技能の習得により、
キャリアアップができる仕組み
を構築

＜標準規模の保育園(定員90人)の職員数＞
※公定価格上の職員数
園長1人、主任保育士1人、保育士12人、
調理員等3人 合計17人

園長

＜平均勤続年数24年＞

主任保育士

＜平均勤続年数21年＞

新 キャリアアップ研修の創設

→以下の分野別に研修を体系化

【研修分野】

- ①乳児保育 ②幼児教育
- ③障害児保育 ④食育・アレルギー
- ⑤保健衛生・安全対策
- ⑥保護者支援・子育て支援
- ⑦保育実践 ⑧マネジメント

※ 研修の実施主体:都道府県等

※ 研修修了の効力:全国で有効

※ 研修修了者が離職後再就職する場合:以前の研修修了の効力は引き続き有効

新 副主任保育士 ※ライン職

【要件】

- ア 経験年数概ね7年以上
- イ 職務分野別リーダーを経験
- ウ マネジメント+3つ以上の分野の研修を修了
- エ 副主任保育士としての発令

月額4万円の処遇改善 ※標準規模の園で5人
(園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1/3)

【要件】

- ア 経験年数概ね7年以上
- イ 職務分野別リーダーを経験
- ウ 4つ以上の分野の研修を修了
- エ 専門リーダーとしての発令

新 職務分野別リーダー

【要件】

- ア 経験年数概ね3年以上
 - イ 担当する職務分野(左記①～⑥)の研修を修了
 - ウ 修了した研修分野に係る職務分野別リーダー※としての発令
- ※乳児保育リーダー、食育・アレルギーリーダー等
※同一分野について複数の職員に発令することも可能

月額5千円の処遇改善 ※標準規模の園で3人

保育士等 ＜平均勤続年数8年＞

※各保育園、認定こども園等の状況を踏まえ、副主任保育士・専門リーダーの配置比率は柔軟に対応可

※上記処遇改善の対象施設等は、公定価格における現行の処遇改善等加算の対象と同一。

※「園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1/3」とは、公定価格における職員数に基づき算出したもの。

このほか、更なる「質の向上」の一環として、全職員に対して2%(月額6千円程度)の処遇改善を実施

子ども・子育て会議(第30回)、子ども・子育て会議基準検討部会(第33回)合同会議より 図③

平成29年度のための対応

【平成30年度以降は職員の研修受講状況等を踏まえて決定】

現在、国は、各都道府県が実施する研修のガイドラインの策定を行っています。しかし、すべての都道府県が平成29年度中に研修がスタートできるかどうか、未だ不明確です。

また、キャリアアップのための研修を修了するためには一定の期間を要することから、今回の「技能・経験に応じた保育士等の処遇改善」は、平成29年度は研修受講要件を課さないことになりました。平成29年度は研修を受講しなくても公定価格の加算が支弁されることになったのです。では、どのくらい支弁されるのか、いつ頃から開始されるのでしょうか。

国は、「保育士等(民間)のキャリアアップの仕組み導入後の職制階層(イメージ)」(図③参照)のように、ある一定の計算式に基づいて各施設に支弁する方法をとりました。

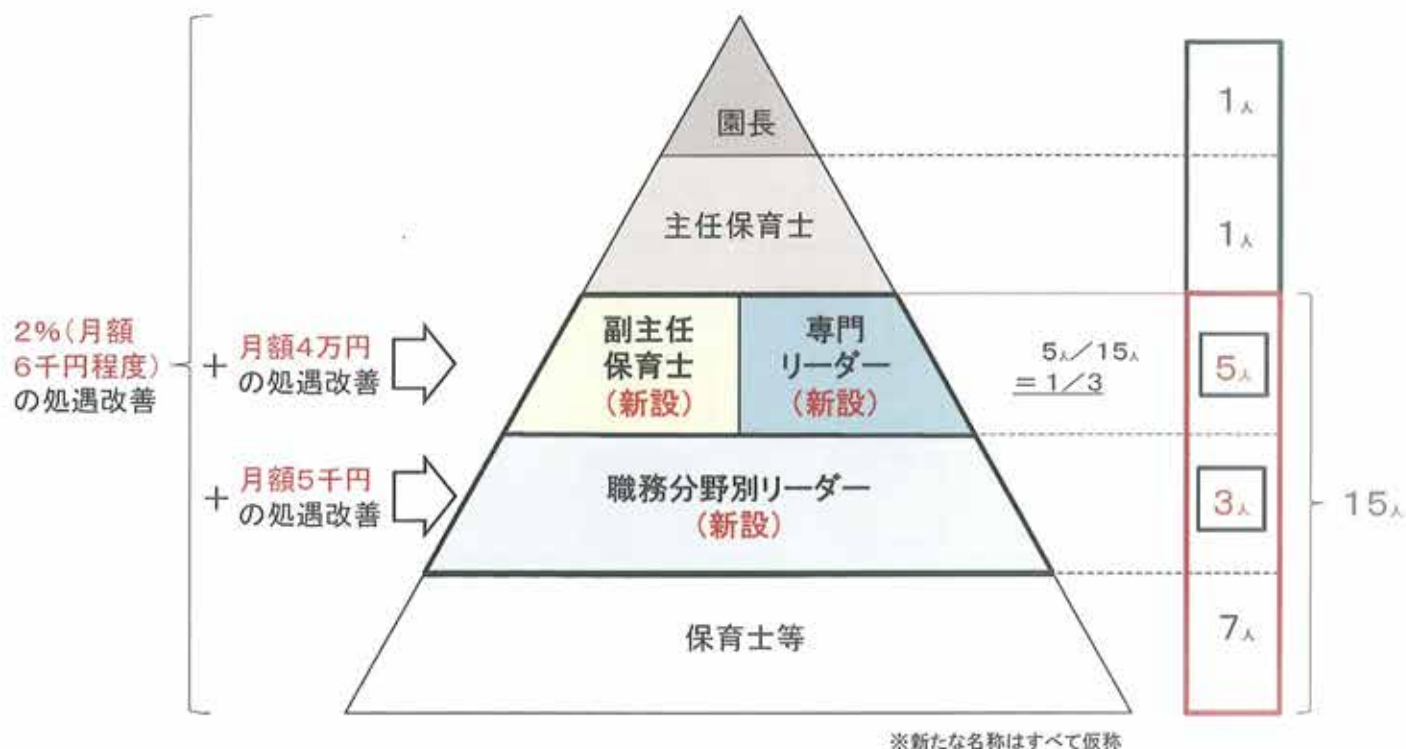
図③では、定員90人(公定価格上の職員数17人)の施設をモデルとして表しています。

この場合、園長1人、主任保育士1人、保育士12人、調理員等3人と想定して、園長、主任を除く職員数の概ね1/3を月額4万円の対象職員数とし、3人を月額5000円の対象職員とするとしています。このモデルの場合は、4万円×5人=20万円と、5000円×3人=1万5000円の合計21万5000円に、社会保険料事業主負担分が加算されて、毎月公定価格の加算として支弁されるということです。

※ただし国の説明によると、実際に各施設への支弁が開始されるのは、各市町村が補正予算を組み、議会を通過してからという手続きが必要で、平成29年度途中になるのではないかとということです。ですから、それまでに各施設は職務階層等を検討し、4月分に遡及して職員に支給することになりそうですので、各園での給与規定の改定等は、正式通知の発出を待ってから行うほうがよいと考えます。

保育士等(民間)のキャリアアップの仕組み導入後の職制階層(イメージ)

＜定員90人(職員17※人)のモデル(公定価格前提)の場合＞
 ※ 園長1人、主任保育士1人、保育士12人、調理員等3人



子ども・子育て会議(第30回)、子ども・子育て会議基準検討部会(第33回)合同会議より 図④

実際の職員への支給方法(モデルケース①・②)

「月額4万円の配分については、保育園等の判断で、技能・経験を有するその他の職員(園長を除く)に配分することができる」「ただし、月額4万円の配分については、各施設における職員の経験年数・技能、給与実態等を踏まえ、各幼稚園・保育園等の判断で、技能・経験を有するその他の職員(園長を除く)にも配分可能(月額5000円以上～4万円未満)とする」「この場合でも、実際に月額4万円の賃金改善を行う職員を、公定価格上の月額4万円の処遇改善の対象者数の1/2(端数切り捨て)は確保する」となっています(図①・⑤)。

4万円の配分は、支弁された人数(公定価格上の職員数の園長・主任を除く1/3)の1/2(端数切捨て)は確保しなければならないため、国が示したモデルでは、2人は毎月4万円の手当が支給されるようしなければなりません。それ以外は、各園の状況に応じて月額5000円以上～4万円未満の範囲内で何人でも役職を作って配分可能

留意事項

- **経験年数**に係る要件については「概ね」であり、各保育園等における職員の状況を踏まえ決めることができる。
- **研修**に係る要件については、平成29年度は当該要件を課さず、平成30年度以降は、職員の研修の受講状況等を踏まえ、決定。
- **月額4万円の配分**については、保育園等の判断で、技能・経験を有するその他の職員(園長を除く)に配分することができる。ただし、月額4万円の対象者を一定数確保。
- 技能・経験を有する保育士等に対する処遇改善については、**職務手当を含む月給**により実施。

子ども・子育て会議(第30回)、子ども・子育て会議基準検討部会(第33回)合同会議より 図⑤

保育士のキャリアアップの仕組み導入後の職制階層(イメージ)

＜定員90人(職員17人)のモデル(公定価格前提)の場合＞

※園長1人、主任保育士1人、保育士12人、調理員等3人

全私保連
モデルケース

①

全体にはキャリアアップ
とは別に、29年度は更
に+2%の処遇改善

但し、法人役員の園長
は除く

保育士等(研修分野)
①乳児保育
②幼児教育
③障害児保育
④食育・アレルギー対応
⑤保健衛生・安全対策
⑥保護者支援・子育て支援
⑦保育実践
⑧マネジメント

キャリアアップの仕組みを構築する
観点から、対象者について発令等
を行なっていること。(発令とは必ずしも
辞令でなくてもよい)

※4万円支給の基準

5人÷2=2.5人

2.5人端数切捨=2人

○公定価格の加算として支弁

○毎月の給与として支払う

○社会保険料事業主負担分は、
別途加算される



平成29年3月1日現在

※保育士のキャリアパスに係る研修体系(8項目)に沿った役職名・金額(5千円以上4万円未満)を、各施設ごとに定めてよい。

※各リーダーは、研修分野と関連づけられた職務分野である必要があります。

全私保連作成 図⑥

となります(研修要件と同様、平成30年度以降に係る職員への配分方法については、職員の研修の受講状況等を踏まえて検討することとなっています)。

一方で、職務手当を創設する場合、気をつけなければならないことは、賞与の算出根拠にならないような職務階層手当に位置づけないと、園負担が生じてしまいます。今回の処遇改善は、あくまでも月額×12か月分しか支弁されない模様です。

そこで、図⑥・⑦に具体的なモデルとして2例を示してみました(各施設に支弁するための計算上は、園長と主任を除いて算出していますが、各施設において職員に支給する際は、月額5000円～月額4万円未満の範囲内で主任も対象としてよい[園長を除く]ということになりました)。

■全私保連モデルケース1(図⑥)

国の示した定員90人のモデル(5ページ・図④)を用いて、職務階層のイメージを作成してみました。

収入としては、毎月21万5000円と社会保険料事業主負担分です。基準として、2人は4万円の処遇改善を求められています。そこで、主任1人と副主任2人を配置することとして、主任に月額3万8000円、副主任それぞれに月額4万円の職務手当を支給します。これまで、例えば主任に1万円の主任手当を支払っているような場合は、1万円+3万8000円=4万8000円の主任手当を支給することになります。

その下の階層として「食育主任」「障害児主任」を配置し、それぞれに月額3万1000円の職務手当を、「保健主任」に月額2万円の職務手当を支給します。さらにその下の階層として「子育て支援リーダー」を3名設置して、それぞれに月額5000円の職務手当を支給することとし、それぞれ発令します。

そして、この発令を受けた職員は、都道府県で実施する15時間程度の研修を受講させることを園で義務づけます。当然、役職ですので毎年度の人事に於いて、発令を受ける職員が変わることが想定されます。

保育士のキャリアアップの仕組み導入後の職制階層(イメージ)

<定員90人(職員17人)のモデル(公定価格前提)の場合>

※園長1人、主任保育士1人、保育士12人、調理員等3人

全私保連
モデルケース
②

全体にはキャリアアップとは別に、29年度は更に+2%の処遇改善

但し、法人役員の園長は除く

保育士等【研修分野】
①乳児保育
②幼児教育
③障害児保育
④食育・アレルギー対応
⑤保健衛生・安全対策
⑥保護者支援・子育て支援
⑦保育実践
⑧マネジメント

キャリアアップの仕組みを構築する観点から、対象者について発令等を行なっていること。(発令とは必ずしも辞令でなくてもよい)

※4万円支給の基準
5人÷2=2.5人
2.5人端数切捨=2人

○公定価格の加算として支払
○毎月の給与として支払う
○社会保険料事業主負担分は、別途加算される



平成29年3月1日現在

※保育士のキャリアパスに係る研修体系(8項目)に沿った役職名・金額(5千円以上4万円未満)を、各施設ごとに定めてよい。

*各リーダーは、研修分野と関連づけられた職務分野である必要があります。

全私保連作成 図②

■全私保連モデルケース2(図⑦)

同じく国の示した定員90人のモデル(5ページ・図④)を引用して、もう少し細かく役職分けした例を作成してみました。

こちらも同じように基準として、2人は4万円の処遇改善を求められています。そこで、主任1人と副主任1人を配置することとして、主任に月額3万8000円、副主任に月額4万円の職務手当を支給します。同様に、これまで、例えば主任に1万円の主任手当を支払っているような場合は、1万円+3万8000円=4万8000円の主任手当を支給することになります。

その下の階層として、もう1人、4万円を支給する専門リーダーが求められますので「障害児主任」をそれに充てます。それ以外に「乳児主任」「幼児主任」を配置し、それぞれに月額2万6000円の職務手当を、「食育主任」に2万5000円の職務手当を支給します。

さらにその下の階層として「子育て支援リーダー」「保健リーダー」「アレルギーリーダー」を配置して、それ

ぞれに月額6000円・7000円の職務手当を支給することとし、それぞれ発令します。

そして、この発令を受けた職員は、都道府県で実施する15時間程度の研修を受講させることを園で義務づけます。これも当然、役職ですので毎年度の人事に於いて、発令を受ける職員が変わることが想定されます。

*ただし、要件として「研修受講」が課されていますので、あまりに役職を多く作ることによって、研修を受講させなければならない職員数も増えるため、当初は現場のローテーション等が厳しくなることがあるかもしれません。しかし、数年実施していくことで園内に受講済みの職員が増加していけば、このような悩みはなくなるでしょう。

報告書と基準年度

この「技能・経験に応じた保育士等の処遇改善」に関しては、これまでの処遇改善とは別途の報告書を求める

方向で現在調整中の模様です。

これまでの処遇改善は平成24年度を起点として、どのくらい改善が図られたかを求めています。この処遇改善に関しては、平成28年度を起点として、どのような「技能・経験に応じた保育士等の処遇改善」を行ったか、別途報告を求める方向のようです。

おわりに

このような新たな処遇改善の仕組みが、平成29年度よりスタートします。各施設が各施設なりに職務階層等を検討し、備えておくことがよいでしょう。

これまで歴史上、公定価格の基本分単価に盛り込まれている職員の職務階層といえば、「園長・主任・保育士・調理員等」という4つの職種しか分かれていませんでした。一方、各施設においては、各園独自の職務規程を用いて「副園長・副主任・乳児主任・幼児主任・保護者支援・子育て支援担当」等々、またそれ以外の役職を置く施設も増えてきたように感じています。

今回、国は新たに職務階層に応じた処遇改善を図ることで、新たな予算を投入しながら、保育園・幼稚園・認定こども園という保育・幼児教育事業の社会的重要性や、そこに働く職員の方たちの地位の向上をめざしてくれたと解釈しています。これを機会に、法人独自の職務階層を樹立し、職員がこれまで以上により意欲的に保育・幼児教育事業に当たっていただけるように、各法人にはアイデアや工夫が求められているのでしょう。

この度の新しい制度に関しては、現時点で知り得た情報をもとに、全私保連が会員の皆様にできるだけ早く、混乱なきようお伝えするべく記したものです。

しかし例えば、

- ① 公定価格においては加算の1で支弁されるのか、加算の2で支弁されるのか
- ② 主任保育士に支出は認められたが、研修受講要件は必要なのか
- ③ 4万円の支弁費用を全私保連モデルように分配して支給した場合、「4分野の研修要件」はどこ役職まで適用されるのか
- ④ 役職を作り配分する際は、あくまで施設単位なのか、それとも法人単位で役職を作っているのか
- ⑤ 職員総数から園長・主任を除く1/3・1/5の対象人数の算出のための端数処理は、切り上げなのか、切り捨てなのか
- ⑥ 副主任ポストは必置か

等々、まだまだ細部にわたって明らかでない部分があります。

現在、国は急ピッチで通知等の準備をしていると思われますので、各施設におかれましては正式通知発出まで、もうしばらくお待ちいただいたほうがよいと考えます。

(出典・引用資料)

子ども・子育て会議(第30回)、子ども・子育て会議基準検討部会(第33回)合同会議資料1 平成29年度における子ども・子育て支援新制度に関する予算案の状況について

資料2-1 技能・経験に応じた保育士等の処遇改善等について(案)

http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/kodomo_kosodate/k_30/index.html



解説 平成29年度より始まる新たな制度 「技能・経験に応じた保育士等の処遇改善」

2017年3月1日発行

編者 公益社団法人 全国私立保育園連盟
保育制度検討会・保育単価検討委員会

発行所 公益社団法人 全国私立保育園連盟
〒111-0051
東京都台東区蔵前4-11-10 全国保育会館
TEL 03-3865-3880 FAX 03-3865-3879
URL: <http://www.zenshihoren.or.jp/>
E-mail: ans@zenshihoren.or.jp

デザイン 有限会社タモン
印刷・製本 株式会社光陽メディア

© Kouekishadanhoujin Zenkokushiritsuhokuenrenmei 2017 Printed in Japan
落丁・乱丁は本会事務局へご連絡ください。
送料本会負担にて取り替えます。

保育士宿舎借り上げ支援事業

【目的】

保育士の宿舎を借り上げるための費用の全部又は一部を支援することによって、保育士の就業継続及び離職防止を図り、保育士が働きやすい環境を整備することを目的とする。

【対象施設】

- 認可保育所 ○認定こども園 ○小規模保育事業（認可を受けたもの。ただし小規模保育C型を除く）
 - 事業所内保育事業（認可を受けたもの） ○待機児童解消加速化プラン対象認可外保育施設
- ※いずれも公立を除く。

【対象となる保育士】

対象施設に常勤で勤務する保育士のうち、次のいずれかに該当する者

- 保育所等に新規（平成25年度以降）に採用された者
- 保育所等に採用された日から起算して5年以内の者（平成24年度以前に保育所等が借り上げる宿舎に入居している者を除く）

【実施主体】

待機児童解消加速化プランに参加する市町村（特別区を含む）

【助成額】

- 1人当たり 月額82,000円

【補助率】

- 国1／2、市町村1／2

※保育所等の設置者が実施する場合は 国1／2、市町村1／4、保育所等の設置者1／4

Ⅲ．社会福祉法人かやの実社平成 29 年度事業計画概要

1. 法人の人員配置

(1) 役員等

理事長；勝山 明里

理事長代理；武藤 清美

理事；勝山 明里 (法人全体の責任者)

武藤 清美 (施設運営責任者)

奥積 アイ (社会福祉法人理事長)

山本 壽夫 (大学教授)

川井 富美子 (羽村市社会福祉協議会監事，4 月評議員)

二上 護 (弁護士)

今 裕司 (老人デイサービス施設長)

小玉 充 (保育所施設長)

勝山 妍子 (スーパーバイザー)

監事；石井 賢郎 (公認会計士，税理士)

田中 雄二 (保育所施設長，苦情処理第三者委員)

施設長；勝山 真澄 (施設運営責任者)

事務局；泉井 敦子 (統括会計責任者)

苦情処理；解決責任者 武藤 清美，勝山 真澄

第三者委員；田中 雄二，今井 まち子 (元看護師)

(2) 評議員等

評議員長；未定

評議員；原島 正之 (公認会計士)

久保田 之喜 (弁護士)

川井 富美子 (羽村市社会福祉協議会監事)

伊藤 展大 (社会福祉法人事務局長)

松尾 ユミ (保育所施設長)

横井 博子 (保育士)

泉 健司 (植物生態コンサルタント)

柴田 満行 (団体職員)

西山 裕子 (大学教員)

小早川 淳子（保育所施設長）
評議員選任・解任委員長；田中 雄二（保育所施設長，法人監事
評議員；泉井 敦子（事務局長）
橋本 美佐子（保育所施設長，外部委員）
三浦 多佳子（社会福祉法人理事，外部委員）

2. 実施事業

(1) 保育園

かやの実保育園の経営 昭和 52 年 1 月 1 日より
さくら保育園の経営 平成 26 年 4 月 1 日より

3. 保育園の経営と事業運営の理念と基本方針

(1) 基本理念「児童憲章」

本法人は，我が国の児童憲章と児童福祉法，ならびに国連の児童権利宣言に基づいて設立された。本園は，両親にとって大切なお子さんを預かり，国や人類の明日を担う大切な宝との考えに立ち，ご家庭と相談，協力し合って，お子さん達の心と体と知恵が健やかに育つよう努める。

…児童憲章…

われらは，日本国憲法の精神にしたがい，児童に対する正しい観念を確立し，全ての児童の幸福をはかるために，この憲章を定める。

児童は，人として尊ばれる。

児童は，社会の一員として重んぜられる。

児童は，よい環境のなかで育てられる。

(2) 基本方針

① 人間らしく健やかに育てる

子どもは人類の宝，私たちの未来であるとともに非常に不安定な存在であり，かつ無限の可能性を持っている。本法人では，創立以来保育園の卒園証書に一つの言葉を書き続けている。

「いきていることを

すばらしいと おもうおとなに
なってください」

② 日本民俗の文化と伝統を伝える

ア 保育

多くの国にはその国固有の文化があり、子ども達に伝えながら守り続けていることを誇りにしてる。植民地にされ迫害を受けながらも自らの民俗文化を守り通した国もある。

日本は明治政府以降、西洋文明を取り入れることに重きを置きすぎた結果、我が国固有の庶民の生活に根ざした多くの伝承文化、伝承音楽を価値のないものとして政府自らの手で排除してしまった。

今日では地下茎のように残った庶民の文化は掘り起こされ見直されつつある。私たちは日本の伝承文化に誇りを持ち、和太鼓、わらべうたと遊びを子ども達に伝えてゆくと同時に、他の国の文化を尊重する心も育ていく。

イ 食育

三本の柱

- ・日本固有の食文化を伝承

行事食を始め、様々な工夫により、日本人の民族としての文化、伝統を「食」を通じて子ども達に伝える。子ども達が、日本の文化、伝統を意識することにより、異文化に対する意識、理解を深める。

- ・食の意味を理解

必要な量の食事を取るだけでなく、摂らねばならない栄養素があることを理解する。バランスの良い食事を正しい生活リズムで摂る必要があり、生活リズムを正し、食事をとれる体を維持し、摂取した栄養を身につけるためには必要な睡眠を取らなければならないことを理解する。

- ・食糧の確保を理解

大規模な畑を持ち、定期的に通うのではなく、小さくても良いから、園庭に菜園等を持ち、子ども達が日々管理、観察ができる環境を造り、日々の変化や疾病、枯死などを子ども達と話し合える環境を作り、食料生産と自給について理解する。

3. 今年度の法人事業運営と主な検討課題

- ・評議員会の設置
- ・法人改革に対応した人材育成
- ・諸規定の整備
- ・ホームページのリニューアル
- ・防災対策
- ・防犯対策
- ・法人マニュアルの整備

(1) 評議員会の設置

今般の改正で最も大きいものは「評議員会の必置」およびその「議決機関化」である。旧法では「評議員会」は任意設置であり、かつ「諮問機関」であったが、改正法ではすべての社会福祉法人において必ず設置しなければならない機関とされ、これまで、保育園や介護施設のみを運営している法人で設置していなかった法人も設置しなければならなくなった。なお、評議員の選任ならびに解任は評議員選任・解任委員会にて行うこととなった。

当法人では、28年度に評議員選任・解任委員会を設置し、10名の評議員を選任した。評議員の任期は平成29年4月1日より、33年6月の定時評議員会までとし、再任は妨げない。なお、第1回評議員会は29年6月に開催する。

(2) 職員人材教育・養成，事務系幹部職員養成（コンピューター技能者）

① 職員の教育

さくら保育園の運営に伴い、新規職員が増加した。中堅以上の職員による若年層の教育を進める。中堅、ベテラン職員を新制度に関する調査研究等の研修参加を積極的に進める。幹部職員を事務取扱等の研修会に参加させ、新制度の理解を高める。

また、職員の資質向上に向けて国制度による幹部職員の研修育成に努め、職員構成の再構築を図る。

② 事務系幹部職員候補の養成

両園の事務職員、事務長の定年年齢が迫っており、新たな職員の採用を検討すると共に、採用後に各種研修会に参加させ、事務長、幹部職員候補を養成する。事務系職員の1名は統括会計責任者、1名を法人事務局長とし、経営と法人運営を分離するため、人材育成を行う。

③ コンピューター操作（最低限必須な技能：Microsoft Word, Excel, PowerPoint, Adobe InDesign, Photoshop, Illustrator）に精通した職員を養成する。

(3) 諸規定の整備

社会福祉法人改革に対応した諸規定の整備を行うとともに、近年の制度改革への対応に忙殺されていた諸規定の改定作業を、あらたな法人事務体制により進める。

(4) ホームページの改訂

法人で管理していたホームページの管理を28年度に外部委託することによ

り事務量を削減した。29 年度以降は法人改革に伴う情報公開をホームページに盛り込む。

(5) 防災対策

22 年度に園舎の建てかえを行った結果、かやの実保育園は最新の耐震性能を獲得した。平成 23 年度の東日本大震災を受け、防災備品、食料等の備蓄について再検討した。また、28 年度にさくら保育園を建て替え、最新の耐震性能を獲得した。29 年度以降は防災備品、備蓄品の充実を図るとともに、ハード面の対策が一段落したので、ソフト面の検討を進める。

(6) 防犯対策

かやの実保育園は 22 年度の園舎改築により、充実した防犯対策を行った。さくら保育園も 28 年度の改築によりかやの実と同等の防災対策を実施した。防災対策同様、29 年度以降はソフト面の対策を検討する。

(7) 法人業務マニュアルの整備

現在、スーパーバイザーを中心に、法人基本理念を反映したマニュアルの充実を図る作業を進める。また、従来通り日常の事業運用の中で随時見直し、改訂作業を行い、より事業実施に即した内容に改め、実用的なマニュアルの完成をめざす。

一方、本法人のみならず、昨今高い保育技術、能力、計画性、実行力、指導力等を有していながら対人サービスの基本としてもっとも必要な利用者とのコミュニケーション、接客技術が全くできていない例が多々見受けられ、そのような観点での充実も進める。

また、マニュアルの一部はほとんど活用されることなく死蔵状態のものもあり、すべてのマニュアルの積極的活用を進める。

4. 中長期的課題

- ・法人給与体系と国，都などによる給与改善との整合性を図る
キャリアアップと処遇改善
- ・今後の施設整備計画と資金計画
- ・法人内事務体制の構築
- ・長期的事業展開
- ・その他

(1) 法人給与体系と国、都などによる給与改善との整合性を図る

当法人の給与体系の基本理念である同一労働同一賃金の原則に基づき、常勤、非常勤職員とも同一の給料表を採用している。当法人の給料は、現在運用中の福祉職俸給表と行二俸給表を用い、本俸月額、民間施設給与改善費加算、処遇改善加算を毎年的人事院勧告に基づき支給する。人件費財源として、このほか都の民間福祉施設サービス推進費補助事業、子育て支援交付金の人件費相当額、市加算を財源としてほぼ定年までの昇給制度を構築している。また、一般職の他、責任者、主任等（副園長、事務長、スーパーバイザー）、園長等の職責に応じた各級を4段階に設けた昇格制度も構築している。

当法人の給与体系は、公定価格の積算根拠が同俸給表に準拠する限りこれを使用する。なお、現在、旧都加算の地域加算率12%を維持し、福祉職俸給表単価にそれに乗じている。看護師、11時間保育士、調理師など常勤職員の人件費が含まれる都加算が交付金化され、さらに地域手当導入となって以降、基本的に国基準と同等の経験年数の変動と人件費収入がリンクしない人件費固定型の仕組みとなっている。

今後、職員の経験年数が上がるとともに運用が困難になることが予想される。そのため、この給与体系を維持しつつ、人件費収支を調整しながら、かつ、職員の処遇の維持しさらに充実図らなければならない。

また、29年度は国制度のキャリアアップ加算と都制度の加算が見込まれている。これらの加算制度は、基本的に昇給昇格が無いか、あるいは極めて少額の昇給昇格しか実施していないことを前提としていると思われるが、基本ルール通りの加算を行うと職種間の格差、昇格者の逆格差が予想されるなど、法人給与制度とのミスマッチが予想され、法人制度と給与加算の整合性を図る必要がある。

※：保育士給与の問題点と当法人の給与制度

① 保育園職員の給料が低い理由

公定価格では勤続12年（短大卒32歳）以上の昇級は想定しておらず、そのための財源はあてがわれていない。公定価格に対し経歴加算の基礎部分は経験10年（短大卒30歳）で12%が上限である。ところが、現場では32歳以降も昇級させており、そのための昇級財源を確保しなければならない。財源としては図に示すとおり基本的には31歳までの給与財源しかないわけで、各法人ともこの部分を削減し、節約したものを32歳以降に乘せるかたちで給料表を作成している。これでは当然離職率も高くなるはずである。

② 法人給料の積算根拠

ア 同一労働・同一賃金

当法人では、現在使用している給与システム制定時（平成 16 年度）より常勤職員と非常勤職員を一つのシステムで運用する同一労働・同一賃金を実現している。現在、国では同一労働同一賃金の実現に向けた作業を行っているが、当法人では先がけること 10 年以上の実績がある。これまでの実績を踏まえながら必要に応じて運用の改善を進める。

イ 公定価格の積算根拠である国家公務員給料表を積算根拠とする

毎年 8 月に実施される国の人事院勧告給料額ならびに賞与の支給率を、翌年 4 月より適用する。ただし、勧告が凍結された場合は据え置きとする。

有資格職員は国家公務員給料表の福祉職俸給表を、無資格職員は行政職二級（行Ⅱ）俸給表を使用する。国家公務員給料表は公定価格の積算根拠であり、公定価格に含まれる人件費収入と法人の人件費支出が近い金額となるため、東社協モデル給与のような職員の経験年数に伴う不合理、ミスマッチが比較的少なく、法人給料の積算根拠として最も合理的仕組みである。また、施設の予算編成にあたってもしリスクが少なく予算管理がしやすいのも特徴である。

(2) 今後の施設整備計画と資金計画

かやの実保育園、さくら保育園の施設整備、減価償却、無償借地の有償化もしくは買い取りに対応する資金計画を作成する。現在、さくら保育園は仮で見込んでおり、28 年度は金額が確定するので、29 年度は新たに計画を作成する。

(3) 法人内事務体制の構築

現在、法人で一括して行っている予算管理の担当を、徐々に次のような体制に改める。

- ① 法人 理事長，統括会計責任者，事務局長
- ② 各施設 園長，副園長，事務員（当面は統括会計責任者，事務局長と兼務）

(4) 長期的事業展開

当面はかやの実，さくら両園の経営に集中する。今後，さくら保育園の地域支援事業の展開を検討すると共に，両園の事業連携についても検討する。

(5) その他

現法人本部事務所であるかやの実保育園が手狭となったため，さくら保育園へ移転する。今後の両施設の位置づけは，法人全体の経理事務の拠点がかやの実保育園，業務管理事務の拠点がさくら保育園となる。

5. 法人予算

詳細は別紙

表 1. 社会福祉法人かやの実社平成 28 年度当初予算額（案）

区分	収入	支出	差額
事業活動による収支	3,916,200	1,310,580	2,605,620
施設整備等による収支	0	0	0
その他の活動による収支	0	0	0
予備費			0
当期資金資金収支差額合計			2,605,620
前期末支払資金残高			4,166,721
当期末支払資金残高			6,772,341

平成29年度給料表の積算根拠

1. 福祉職俸給表(28年度国福祉職俸給表)

		根拠:保育士		根拠:主任		特別給与改善費≠2%		根拠:園長		特別給与改善費≠2%		根拠:園長													
		国基準		国基準		円込み		国基準		円込み		国基準													
		201,450		3,950		円込み		238,130		4,630		254,600													
短大	年齢	1級(有資格職員:一般)				2級(一般職昇級停止・責任者)				3級(責任者昇級停止・主任・事務長・統括会計責任者・副園長・園長)				4級(主任・事務長・統括会計責任者・副園長・園長昇給停止)											
		本俸月額	号級	保育士差額	民改率	UP	昇給額	本俸月額	号級	主任差額	民改率	UP	昇給額	本俸月額	号級	園長差額	民改率	UP	昇給額	本俸月額	号級	差額	民改率	UP	昇給額
-2	18	155,000	1-1	-46,450	-23%	0%	0	205,300	2-1	-30,830	-13%	0%	0	251,200	3-1	-3,400	-1%	0%	0	272,400	4-1	17,800	7%	0%	0
-1	19	159,600	1-5	-41,850	-21%	2.3%	4,600	212,300	2-5	-23,830	-10%	3.0%	7,000	257,000	3-5	2,400	1%	2.3%	5,800	279,100	4-5	24,500	10%	2.6%	6,700
0	20	165,200	1-9	-36,250	-18%	2.8%	5,600	219,500	2-9	-18,630	-7%	3.0%	7,200	262,300	3-9	7,700	3%	2.1%	5,300	287,600	4-9	33,000	13%	3.3%	8,500
1	21	171,000	1-13	-30,450	-15%	2.9%	5,800	225,300	2-13	-10,830	-5%	2.5%	5,800	267,500	3-13	12,900	5%	2.0%	5,200	295,900	4-13	41,300	16%	3.3%	8,300
2	22	177,000	1-17	-24,450	-12%	3.0%	6,000	231,500	2-17	-4,630	-2%	2.6%	6,200	274,300	3-17	19,700	8%	2.7%	6,800	304,700	4-17	50,100	20%	3.5%	8,800
3	23	183,700	1-21	-17,750	-9%	3.3%	6,700	237,300	2-21	1,170	0%	2.5%	5,800	281,200	3-21	26,600	10%	2.7%	6,900	313,600	4-21	59,000	23%	3.5%	8,900
4	24	190,400	1-25	-11,050	-5%	3.3%	6,700	243,000	2-25	6,870	3%	2.4%	5,700	288,200	3-25	33,600	13%	2.7%	7,000	322,000	4-25	67,400	26%	3.3%	8,400
5	25	197,500	1-29	-3,950	-2%	3.5%	7,100	249,300	2-29	13,170	6%	2.7%	6,300	295,000	3-29	40,400	16%	2.7%	6,800	330,100	4-29	75,500	30%	3.2%	8,100
6	26	203,400	1-33	1,950	1%	2.9%	5,900	254,600	2-33	18,470	8%	2.2%	5,300	301,500	3-33	46,900	18%	2.6%	6,500	338,000	4-33	83,400	33%	3.1%	7,900
7	27	208,500	1-37	7,050	3%	2.5%	5,100	259,800	2-37	23,670	10%	2.2%	5,200	307,900	3-37	53,300	21%	2.5%	6,400	345,100	4-37	90,500	36%	2.8%	7,100
8	28	213,700	1-41	12,250	6%	2.6%	5,200	266,000	2-41	29,870	13%	2.6%	6,200	313,900	3-41	59,300	23%	2.4%	6,000	352,600	4-41	98,000	38%	2.9%	7,500
9	29	218,100	1-45	16,650	8%	2.2%	4,400	272,400	2-45	36,270	15%	2.7%	6,400	319,700	3-45	65,100	26%	2.3%	5,800	359,700	4-45	105,100	41%	2.8%	7,100
10	30	222,100	1-49	20,650	10%	2.0%	4,000	278,700	2-49	42,570	18%	2.7%	6,300	324,300	3-49	69,700	27%	1.8%	4,600	365,000	4-49	110,400	43%	2.1%	5,300
11	31	225,700	1-53	24,250	12%	1.8%	3,600	285,000	2-53	48,870	21%	2.7%	6,300	328,100	3-53	73,500	29%	1.5%	3,800	369,200	4-53	114,600	45%	1.6%	4,200
12	32	229,200	1-57	27,750	14%	1.7%	3,500	290,800	2-57	54,670	23%	2.5%	5,800	331,000	3-57	76,400	30%	1.1%	2,900	372,200	4-57	117,600	46%	1.2%	3,000
13	33	232,800	1-61	31,350	16%	1.8%	3,600	296,500	2-61	60,370	26%	2.4%	5,700	333,100	3-61	78,500	31%	0.8%	2,100	375,500	4-61	120,900	47%	1.3%	3,300
14	34	236,300	1-65	34,850	17%	1.7%	3,500	302,000	2-65	65,870	28%	2.3%	5,500	334,800	3-65	80,200	32%	0.7%	1,700	377,900	4-65	123,300	48%	0.9%	2,400
15	35	240,600	1-69	39,150	19%	2.1%	4,300	308,600	2-69	70,470	30%	1.9%	4,600	336,800	3-69	82,200	32%	0.8%	2,000	380,200	4-69	125,600	49%	0.9%	2,300
16	36	244,500	1-73	43,050	21%	1.9%	3,900	311,400	2-73	75,270	32%	2.0%	4,800	338,400	3-73	83,800	33%	0.6%	1,600	382,500	4-73	127,900	50%	0.9%	2,300
17	37	248,600	1-77	47,150	23%	2.0%	4,100	314,200	2-77	78,070	33%	1.2%	2,800	340,200	3-77	85,600	34%	0.7%	1,800	384,700	4-77	130,100	51%	0.9%	2,200
18	38	252,500	1-81	51,050	25%	1.9%	3,900	316,600	2-81	80,470	34%	1.0%	2,400	341,700	3-81	87,100	34%	0.6%	1,500	386,800	4-81	132,200	52%	0.8%	2,100
19	39	256,000	1-85	54,550	27%	1.7%	3,500	318,200	2-85	82,070	35%	0.7%	1,600	343,200	3-85	88,600	35%	0.6%	1,500	388,200	4-85	133,600	52%	0.5%	1,400
20	40	259,200	1-89	57,750	29%	1.6%	3,200	319,700	2-89	83,570	35%	0.6%	1,500	344,700	3-89	90,100	35%	0.6%	1,500	389,200	4-89	134,600	53%	0.4%	1,000
21	41	262,200	1-93	60,750	30%	1.5%	3,000	321,200	2-93	85,070	36%	0.6%	1,500	346,000	3-93	91,400	36%	0.5%	1,300	390,200	4-93	135,600	53%	0.4%	1,000
22	42	264,800	1-97	63,350	31%	1.3%	2,600	322,600	2-97	86,470	37%	0.6%	1,400												
23	43	267,400	1-101	65,950	33%	1.3%	2,600	324,000	2-101	87,870	37%	0.6%	1,400												
24	44	268,900	1-105	67,450	33%	0.7%	1,500	325,300	2-105	89,170	38%	0.6%	1,300												
25	45	270,200	1-109	68,750	34%	0.6%	1,300	326,600	2-109	90,470	38%	0.6%	1,300												
26	46	271,500	1-113	70,050	35%	0.6%	1,300	327,900	2-113	91,770	39%	0.6%	1,300												
27	47	272,800	1-117	71,350	35%	0.6%	1,300	328,900	2-117	92,770	39%	0.4%	1,000												
28	48	274,100	1-121	72,650	36%	0.6%	1,300	330,300	2-121	94,170	40%	0.6%	1,400												
29	49	275,200	1-125	73,750	37%	0.5%	1,100																		
30	50	276,500	1-129	75,050	37%	0.6%	1,300																		
31	51	277,800	1-133	76,350	38%	0.6%	1,300																		
32	52	279,000	1-137	77,550	38%	0.6%	1,200																		
33	53	280,100	1-141	78,650	39%	0.5%	1,100																		
34	54	281,200	1-145	79,750	40%	0.5%	1,100																		
35	55	282,300	1-149	80,850	40%	0.5%	1,100																		
36	56	283,300	1-153	81,850	41%	0.5%	1,000																		
再任用		200,700					240,200						254,500							287,600					

平成29年度給料表の積算根拠

1. 福祉職俸給表(28年度国福祉職俸給表)

短大 年齢	根拠:保育士				根拠:主任				根拠:園長				1-29 保育士標準給				2-21 主任最低給				2-33 園長最低				
	根拠:保育士		特別給と改善費≠2%		根拠:主任		特別給と改善費≠2%		根拠:園長		園基準		1-29 保育士標準給		2-21 主任最低給		2-33 園長最低								
	国基準	201,450	3,950	円込み	国基準	236,130	4,630	円込み	国基準	254,800															
1級(有資格職員:一般)																									
本俸月額	号級	保育士差額	UP	昇給額	本俸月額	号級	UP	昇給額	本俸月額	号級	UP	昇給額	本俸月額	号級	UP	昇給額	本俸月額	号級	UP	昇給額	本俸月額	号級	UP	昇給額	
-2	18	155,000	1-1	-46,450	-23%	0%	0	0	205,300	2-1	-30,830	-13%	0	251,200	3-1	-3,400	-1%	0	272,400	4-1	17,800	7%	0	0	
-1	19	159,600	1-5	-41,850	-21%	2.3%	4,600	212,300	2-5	-23,830	-10%	7,000	257,000	3-5	2,400	1%	2.3%	5,800	279,100	4-5	24,500	10%	2.6%	6,700	
0	20	165,200	1-9	-36,250	-18%	2.8%	5,600	219,500	2-9	-16,630	-7%	7,200	262,300	3-9	7,700	3%	2.1%	5,300	287,600	4-9	33,000	13%	3.3%	8,500	
1	21	171,000	1-13	-30,450	-15%	2.9%	5,800	225,300	2-13	-10,830	-5%	5,800	267,500	3-13	12,900	5%	2.0%	5,200	295,900	4-13	41,300	16%	3.3%	8,300	
2	22	177,000	1-17	-24,450	-12%	3.0%	6,000	231,500	2-17	-4,630	-2%	6,200	274,300	3-17	19,700	8%	2.7%	6,800	304,700	4-17	50,100	20%	3.5%	8,800	
3	23	183,700	1-21	-17,750	-9%	3.3%	6,700	237,300	2-21	1,170	0%	5,800	281,200	3-21	26,600	10%	2.7%	6,900	313,600	4-21	59,000	23%	3.5%	8,900	
4	24	190,400	1-25	-11,050	-5%	3.3%	6,700	243,000	2-25	6,870	3%	2.4%	5,700	288,200	3-25	33,600	13%	2.7%	7,000	322,000	4-25	67,400	26%	3.3%	8,400
5	25	197,500	1-29	-3,950	-2%	3.5%	7,100	249,300	2-29	13,170	6%	2.7%	6,300	295,000	3-29	40,400	16%	2.7%	6,800	330,100	4-29	75,500	30%	3.2%	8,100
6	26	203,400	1-33	1,950	1%	2.9%	5,900	254,600	2-33	18,470	8%	2.2%	5,300	301,500	3-33	46,900	18%	2.6%	6,500	338,000	4-33	83,400	33%	3.1%	7,900
7	27	208,500	1-37	7,050	3%	2.5%	5,100	259,800	2-37	23,670	10%	2.2%	5,200	307,900	3-37	53,300	21%	2.5%	6,400	345,100	4-37	90,500	36%	2.8%	7,100
8	28	213,700	1-41	12,250	6%	2.6%	5,200	266,000	2-41	29,870	13%	2.6%	6,200	313,900	3-41	59,300	23%	2.4%	6,000	352,600	4-41	98,000	38%	2.9%	7,500
9	29	218,100	1-45	16,650	8%	2.2%	4,400	272,400	2-45	36,270	15%	2.7%	6,400	319,700	3-45	65,100	26%	2.3%	5,800	359,700	4-45	105,100	41%	2.8%	7,100
10	30	222,100	1-49	20,650	10%	2.0%	4,000	278,700	2-49	42,570	18%	2.7%	6,300	324,300	3-49	69,700	27%	1.8%	4,600	365,000	4-49	110,400	43%	2.1%	5,300
11	31	225,700	1-53	24,250	12%	1.8%	3,600	285,000	2-53	48,870	21%	2.7%	6,300	328,100	3-53	73,500	29%	1.5%	3,800	389,200	4-53	114,600	45%	1.6%	4,200
12	32	229,200	1-57	27,750	14%	1.7%	3,500	290,800	2-57	54,670	23%	2.5%	5,800	331,000	3-57	76,400	30%	1.1%	2,900	372,200	4-57	117,600	46%	1.2%	3,000
13	33	232,800	1-61	31,350	16%	1.8%	3,600	296,500	2-61	60,370	26%	2.4%	5,700	333,100	3-61	78,500	31%	0.8%	2,100	375,500	4-61	120,900	47%	1.3%	3,300
14	34	236,300	1-65	34,850	17%	1.7%	3,500	302,000	2-65	65,870	28%	2.3%	5,500	334,800	3-65	80,200	32%	0.7%	1,700	377,900	4-65	123,300	48%	0.9%	2,400
15	35	240,600	1-69	39,150	19%	2.1%	4,300	306,600	2-69	70,470	30%	1.9%	4,800	336,800	3-69	82,200	32%	0.8%	2,000	380,200	4-69	125,600	49%	0.9%	2,300
16	36	244,500	1-73	43,050	21%	1.9%	3,900	311,400	2-73	75,270	32%	2.0%	4,800	339,400	3-73	83,800	33%	0.6%	1,600	382,500	4-73	127,900	50%	0.9%	2,300
17	37	248,600	1-77	47,150	23%	2.0%	4,100	314,200	2-77	78,070	33%	1.2%	2,800	340,200	3-77	85,600	34%	0.7%	1,800	384,700	4-77	130,100	51%	0.9%	2,200
18	38	252,500	1-81	51,050	25%	1.9%	3,900	316,600	2-81	80,470	34%	1.0%	2,400	341,700	3-81	87,100	34%	0.6%	1,500	386,800	4-81	132,200	52%	0.8%	2,100
19	39	256,000	1-85	54,550	27%	1.7%	3,500	318,200	2-85	82,070	35%	0.7%	1,600	343,200	3-85	88,600	35%	0.6%	1,500	388,200	4-85	133,600	52%	0.5%	1,400
20	40	259,200	1-89	57,750	29%	1.6%	3,200	319,700	2-89	83,570	35%	0.6%	1,500	344,700	3-89	90,100	35%	0.6%	1,500	389,200	4-89	134,600	53%	0.4%	1,000
21	41	262,200	1-93	60,750	30%	1.5%	3,000	321,200	2-93	85,070	36%	0.6%	1,500	346,000	3-93	91,400	36%	0.5%	1,300	390,200	4-93	135,600	53%	0.4%	1,000
22	42	264,800	1-97	63,350	31%	1.3%	2,600	322,600	2-97	86,470	37%	0.6%	1,400												
23	43	267,400	1-101	65,950	33%	1.3%	2,600	324,000	2-101	87,870	37%	0.6%	1,400												
24	44	268,900	1-105	67,450	33%	0.7%	1,500	325,300	2-105	89,170	38%	0.6%	1,300												
25	45	270,200	1-109	68,750	34%	0.6%	1,300	326,600	2-109	90,470	38%	0.6%	1,300												
26	46	271,500	1-113	70,050	35%	0.6%	1,300	327,900	2-113	91,770	39%	0.6%	1,300												
27	47	272,800	1-117	71,350	35%	0.6%	1,300	328,900	2-117	92,770	39%	0.4%	1,000												
28	48	274,100	1-121	72,650	36%	0.6%	1,300	330,300	2-121	94,170	40%	0.6%	1,400												
29	49	275,200	1-125	73,750	37%	0.5%	1,100																		
30	50	276,500	1-129	75,050	37%	0.6%	1,300																		
31	51	277,800	1-133	76,350	38%	0.6%	1,300																		
32	52	279,000	1-137	77,550	38%	0.6%	1,200																		
33	53	280,100	1-141	78,650	39%	0.5%	1,100																		
34	54	281,200	1-145	79,750	40%	0.5%	1,100																		
35	55	282,300	1-149	80,850	40%	0.5%	1,100																		
36	56	283,300	1-153	81,850	41%	0.5%	1,000																		
昇任用		200,700						240,200					254,500							287,600					

平成29年度 無資格給料表（責任者含む）

28年度適用行二俸給表準拠

1-25 短大卒初任給																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
-------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

昇格モデル(人事院作成27年度単価を元に試算)

1. 福祉職俸給表(本俸加算＝基本給)地域手当10%、処遇改善2%で基本給を試算

年 数	年 齢	新卒 役職	1級→2級 一般		2級→3級 責任者	3級 総括(会計・主任) 副園長		4級 園長	5級(特別給) 現給保証給		6級(特別給) 現給保証給	
			基本給	号率	基本給	号率	基本給	号率	基本給	号率	基本給	号率
-2	18	高卒	176,700	1								
-1	19		181,900	5								
0	20	短大卒	188,300	9								
1	21	三短卒	194,900	13								
2	22	四短卒	201,800	17								
3	23		209,400	21								
4	24		217,100	25								
5	25		225,200	29								
6	26		231,900	33								
7	27		237,700	37								
8	28		243,600	41								
9	29		248,600	45								
10	30	責任者	253,200	49	270,500	21						
11	31		257,300	53	277,000	25						
12	32		261,300	57	284,200	29						
13	33		265,400	61	290,200	33						
14	34		269,400	65	296,200	37						
15	35		274,300	69	303,200	41						
16	36		278,700	73	310,500	45						
17	37		283,400	77	317,700	49						
18	38		287,900	81	324,900	53						
19	39		291,800	85	331,500	57						
20	40		295,500	89	338,000	61						
21	41		298,900	93	344,300	65						
22	42		301,900	97	349,500	69						
23	43		304,800	101	355,000	73						
24	44	総括・主任・副園長	306,500	105	358,200	77						
25	45		308,000	109	360,900	81	377,300	57				
26	46		309,500	113	362,700	85	379,700	61				
27	47		311,000	117	364,500	89	381,700	65				
28	48		312,500	121	366,200	93	384,000	69				
29	49		313,700	125	367,800	97	385,800	73				
30	50		315,200	129	369,400	101	387,800	77				
31	51		316,700	133	370,800	105	389,500	81				
32	52		318,100	137	372,300	109	391,200	85				
33	53		319,300	141	373,800	113	393,000	89				
34	54	園長	320,600	145	374,900	117	394,400	93				
35	55		321,800	149	376,500	121	410,100	4-45	428,100	61		
36	56		323,000	153	389,500	3-81	410,100	4-45	430,800	62		
37	57		328,000	2-61	391,200	3-85	410,100	4-45	433,400	63		
38	58		344,300	2-65	393,000	3-89	410,100	4-45	436,100	64		
39	59		349,500	2-69	394,400	3-93	410,100	4-45	438,600	65		
40	60		358,000	2-73	394,400	3-93	410,100	4-45	441,000	66		
41	61		358,200	2-77	394,400	3-93	410,100	4-45	442,500	67		
42	62		360,900	2-81	394,400	3-93	410,100	4-45	443,700	68		
43	63		362,700	2-85	394,400	3-93	410,100	4-45	444,800	69		
44	64		364,500	2-89	394,400	3-93	410,100	4-45	444,800	69		
45	65		366,200	2-93	394,400	3-93	410,100	4-45	444,800	69		

社会福祉法人かやの実社 かやの実保育園 長期修繕計画表（推定修繕工事項目（小項目）別、年度別）

点検・修繕項目			修繕区分		延年1年目	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
部位			○	●	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42	H43	H44																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
建築	外部	直接仮設	足場等	-	設置												300																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
		屋根	不燃シングル	塗装	全面改修													●																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
			水切り金物	塗装	全面改修														●																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
		雨樋	塩ビ製	塗装	取替													○	10																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
			コンクリート下地タイル貼り	補修	-														○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
		外壁・上げ裏	コンクリート下地、吹付(弾性タイル、弾性リシン)	-															340																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
			(外壁下地補修)	-	-														○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
			軒天	ケイカル板の上塗装、岩綿吸音板	塗装	塗装・取替														外壁塗装に含む																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		防水	屋上	アスファルト防水(保護コンクリート)	塗膜防水	-													○	280																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
			パラペット	コンクリートの上塗膜防水、セメント板	-															○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
			バルコニー	塗膜防水(ウレタン)	保護塗装	全面改修														●	150				○	40																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
			庇・笠木	モルタルの上塗膜防水	保護塗装	全面改修															●				○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
			シーリング	打継目地、サッシ回り、配管回り、その他	打替え	-															●	100				○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
			ボーチ・玄関	透水性アスファルト	塗装・補修	-															●	50																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
		床	インターロッキングブロック	補修	-															○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
			屋上(3階)	弾性舗装材	補修	取替															●	190				○	30																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
			ウッドデッキ	木製(アゼリア、セラガンバツ)	塗装	取替															●	200																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
			鋼製建具	アルミ、鋼材、ガラス、シール	部品交換	取替															○	10				○	10																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	屋外階段		コンクリート下地防滑型ビニール床シート	補修・貼替	-															○	20																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	屋上フェンス、バルコニー手摺等		スチール、塩ビ被覆パイプ、ポリカーボネート板	補修	塗装・交換																外壁塗装に含む				○	15																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	門扉・塀・フェンス		ステンレス、アルミ、コンクリートブロック基礎	補修	取替																○	30																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	掲示板・物干し金物等		アルミ	補修	取替																○	5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	手洗い・砂場、ピオトープ	テント	可動式(手動)	補修	取替																○	10																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
		鶏小屋	コンクリート基礎、木造、亀甲鋼、ポリカ屋根	補修	全面改修																○	130				○	10																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
		外部 小計(単位:万円)																			1,895						○	105																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											

さくら建て替え自己負担分

平成26年度公示価格

社会福祉法人かやの実社 さくら保育園 長期修繕計画表（推定修繕工事項目（小項目）別、年度別）

点検・修繕項目				修繕区分		経年1年目																						
						2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	
部位		部材		○	●	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42	H43	H44	H45	H46	H47	H48	H49	
外部	直接仮設	足場等	-	設置																								
	屋根	不燃シングル	塗装	全面改修																								
	雨樋	塩ビ製	塗装	取替																								
	外壁・上げ裏	コンクリート下地タイル貼り	補修	-																								
	軒天	ケイカル板の上塗装、岩綿吸音板	塗装	塗装・取替																								
	防水	屋上	アスファルト防水(保護コンクリート)	塗膜防水	-																							
	バルコニー	コンクリートの上塗膜防水、セメント板	-																									
	庇・笠木	モルタルの上塗膜防水	保護塗装	全面改修																								
	シーリング	打継目地、サッシ回り、配管回り、その他	打替え	-																								
ポーチ・玄関	透水性アスファルト	塗装・補修	-																									
床	インターロッキングブロック	補修	-																									
屋上(3階)	弾性舗装材	補修	取替																									
ウッドデッキ	木製(アフゼリア、セラガンバツ)	塗装	取替																									
鋼製建具	アルミ、鋼材、ガラス、シール	部品交換	取替																									
屋外階段	コンクリート下地防錆ビニール床シート	補修・貼替	-																									
屋上フェンス、バルコニー手摺等	スチール、塩ビ被覆パイプ、ポリカーボネート板	補修	塗装・交換																									
門扉・塀・フェンス	ステンレス、アルミ、コンクリートブロック基礎	補修	取替																									
掲示板・物干し金物等	アルミ	補修	取替																									
手足洗い、砂場、ピオトープ	コンクリート(またはCB)下地弾性保護材塗	(塗替)	下地補修・塗装																									
テント	可動式(手動)	補修	取替																									
親小屋	コンクリート基礎、木造、亀甲金網、ポリカ屋根	補修	全面改修																									
外部 小計 (単位:万円)					0	0	0	0	0	105	0	0	0	0	0	1,895	0	0	0	0	0	105	0	0	0	0		
内部	床	フローリング(ムク)		塗装	貼替																							
		フローリング(複合)		塗装	貼替																							
		ビニル床シート		一部貼替	貼替																							
		合成畳		(裏返し)	取替																							
	壁	タイル		補修	-																							
		ボードの上のビニルクロス		一部貼替	貼替																							
		化粧フレキシブルボード		一部貼替	貼替																							
		しっくい塗(生石灰クリーム)		補修	塗装																							
	天井	木部(隠壁)		塗装	貼替																							
		岩綿吸音板、化粧石膏ボード、化粧フレキシブルボード		補修	貼替																							
	建具・家具類・手摺等		木部の上塗装、ネリ板		塗装・補修	貼替																						
	内部 小計 (単位:万円)					0	0	0	0	0	55	0	0	0	0	0	0	451	0	0	0	0	0	55	0	0	0	0
	建築 中計 (単位:万円)					0	0	0	0	0	160	0	0	0	0	0	0	2,346	0	0	0	0	0	160	0	0	0	0
電気	引き込み、受変電、幹線	開閉器・分電盤		(点検)	取替																							
		配線・配管		-	取替																							
		電灯・コンセント		照明器具、スイッチ、コンセント	(点検)	取替																						
	TV、TEL、情報機器	音響機器、電気錠等		-	取替																							
		消防設備、警報設備		自動火災報知器、通報装置、110番通報設備、消火器	(点検)	取替																						
		機械警備設備		防犯カメラ、センサー、操作盤	(点検)	取替																						
	電気式床暖房		コントローラー、配線	-	取替																							
	太陽光発電		パネル、機器、配線	部品交換	-																							
	風力発電		間き、配線	部品交換	-																							
	電気 小計 (単位:万円)					0	0	0	0	0	10	0	0	0	0	0	0	310	0	0	0	0	930	0	0	0	10	0
設備	給水	水栓類	-	取替																								
		配管	-	取替																								
	排水・通気	配管	-	取替																								
		給湯器	本体	補修	取替																							
	温水器	本体	補修	取替																								
	ドライミスト	機器、配管	(点検)	(取替)																								
	雨水利用	機器、ポンプ	点検	取替																								
	衛生器具	機器	補修	取替																								
	厨房設備	機器	-	補修																								
	ガス設備	配管類	点検	取替																								
	空調・換気設備	空調機器	点検	取替																								
		換気扇	点検	取替																								
	オゾン	機器、配管	(点検)	(取替)																								
	エレベーター		籠、駆動部	(点検)	取替																							
機械 小計 (単位:万円)					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	60	0	0	0	0	150	0	0	0	0	0	
設備 中計 (単位:万円)					0	0	0	0	0	10	0	0	0	0	0	0	370	0	0	0	0	1,080	0	0	0	10	0	0
土地																												
総額 (単位:万円)					0	0	0	0	0	0	170	0	0	0	0	0	2,716	0	0	0	0	1,080	0	160	11,141	10	0	0
修繕費用目安各年計 (単位:万円)					0	0	0	0	0	0	170	0	0	0	0	0	2,716	0	0	0	0	1,080	0	160	11,141	10	0	0
修繕費用目安累計 (単位:万円)					0	0	0	0	0	0	170	170	170	170	170	170	2,886	2,886	2,886	3,966	3,966	4,126	15,267	15,277	15,277	15,277	15,277	
施設整備積立金各年計 (単位:万円)					0	0	200	400	400	700	700	700	700	700</														

社会福祉法人かやの実社 長期修繕計画表

西暦 元号	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
法人本部									
施設整備積立金	2,106	2,206	2,346	2,586	2,826	3,066	3,306	3,546	3,786
かやの実	※さくら自己負担								
築年目	経年1年目	2	3	4	5	6	7	8	9
修繕費用目安各年計（単位:万円）	0	0	0	0	0	170	0	0	0
修繕費用目安累計（単位:万円）	0	0	0	0	0	170	170	170	170
施設整備積立金各年計（単位:万円）	750	1,100	950	900	-10,000	900	900	900	900
施設整備積立金累計（単位:万円）	3,820	4,920	5,870	6,770	-3,230	-2,330	-1,430	-530	370
修繕費用と積立金の差額（単位:万円）	3,820	4,920	5,870	6,770	-3,230	-2,500	-1,600	-700	200
さくら	※さくら新園舎建設								
築年目	羽村市立 さくら保育園 平成26年度より かやの実社に移管					経年1年目	2	3	4
修繕費用目安各年計（単位:万円）				0	0	0	0	0	
修繕費用目安累計（単位:万円）				0	0	0	0	0	
施設整備積立金各年計（単位:万円）				0	0	0	200	400	400
施設整備積立金累計（単位:万円）				0	0	0	200	600	1,000
修繕費用と積立金の差額（単位:万円）				0	0	0	200	600	1,000
土地									
法人全体の差額(単位:万円)	5,926	7,126	8,216	9,356	-404	566	1,906	3,446	4,986

2034 H46	2035 H47	2036 H48	2037 H49	2038 H50	2039 H51	2040 H52	2041 H53	2042 H54	2043 H55	2044 H56	2045 H57	2046 H58	2047 H59
-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------

7,386	7,626	7,866	8,106	8,346	8,586	8,826	9,066	9,306	9,546	9,786	10,026	10,266	10,506
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	--------	--------	--------

24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37
4,951	10	0	0	0	0	5,040	0	70	0	10	0	4,411	0
17,137	17,147	17,147	17,147	17,147	17,147	22,187	22,187	22,257	22,257	22,267	22,267	26,678	26,678
900	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900
13,870	14,770	15,670	16,570	17,470	18,370	19,270	20,170	21,070	21,970	22,870	23,770	24,670	25,570
-3,267	-2,377	-1,477	-577	323	1,223	-2,917	-2,017	-1,187	-287	603	1,503	-2,008	-1,108

19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
11,141	10	0	0	0	4,951	10	0	0	0	0	5,040	0	70
15,267	15,277	15,277	15,277	15,277	20,228	20,238	20,238	20,238	20,238	20,238	25,278	25,278	25,348
700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700
11,500	12,200	12,900	13,600	14,300	15,000	15,700	16,400	17,100	17,800	18,500	19,200	19,900	20,600
-3,767	-3,077	-2,377	-1,677	-977	-5,228	-4,538	-3,838	-3,138	-2,438	-1,738	-6,078	-5,378	-4,748
11,141													
-10,789	2,172	4,012	5,852	7,692	4,581	1,371	3,211	4,981	6,821	8,651	5,451	2,880	4,650

2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033
H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42	H43	H44	H45

4,026	4,266	4,506	4,746	4,986	5,226	5,466	5,706	5,946	6,186	6,426	6,666	6,906	7,146
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
0	0	2,716	0	0	0	9,130	0	160	0	10	0	0	0
170	170	2,886	2,886	2,886	2,886	12,016	12,016	12,176	12,176	12,186	12,186	12,186	12,186
900	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900
1,270	2,170	3,070	3,970	4,870	5,770	6,670	7,570	8,470	9,370	10,270	11,170	12,070	12,970
1,100	2,000	184	1,084	1,984	2,884	-5,346	-4,446	-3,706	-2,806	-1,916	-1,016	-116	784

5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
0	170	0	0	0	0	0	2,716	0	0	0	1,080	0	160
0	170	170	170	170	170	170	2,886	2,886	2,886	2,886	3,966	3,966	4,126
700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700
1,700	2,400	3,100	3,800	4,500	5,200	5,900	6,600	7,300	8,000	8,700	9,400	10,100	10,800
1,700	2,230	2,930	3,630	4,330	5,030	5,730	3,714	4,414	5,114	5,814	5,434	6,134	6,674
						8,050							
6,826	8,496	7,620	9,460	11,300	13,140	-2,201	4,974	6,654	8,494	10,324	11,084	12,924	14,604

単位: 万円

2048	2049	2050	2051	2052	2053	2054	2055	2056	2057	2058	2059	2060	2061
H60	H61	H62	H63	H64	H65	H66	H67	H68	H69	H70	H71	H72	H73

10,746	10,986	11,226	11,466	11,706	11,946	12,186	12,426	12,666	12,906	13,146	13,386	13,626	13,866
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51年目
0	10	0	0	200	0	2,750	0	0	0	4,851	0	0	0
26,678	26,688	26,688	26,688	26,888	26,888	29,638	29,638	29,638	29,638	34,489	34,489	34,489	34,489
900	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900
26,470	27,370	28,270	29,170	30,070	30,970	31,870	32,770	33,670	34,570	35,470	36,370	37,270	38,170
-208	682	1,582	2,482	3,182	4,082	2,232	3,132	4,032	4,932	981	1,881	2,781	3,681

33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46
0	10	0	4,411	0	0	10	0	0	200	0	2,750	0	0
25,348	25,358	25,358	29,769	29,769	29,769	29,779	29,779	29,779	29,979	29,979	32,729	32,729	32,729
700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700
21,300	22,000	22,700	23,400	24,100	24,800	25,500	26,200	26,900	27,600	28,300	29,000	29,700	30,400
-4,048	-3,358	-2,658	-6,369	-5,669	-4,969	-4,279	-3,579	-2,879	-2,379	-1,679	-3,729	-3,029	-2,329
6,490	8,310	10,150	7,579	9,219	11,059	10,139	11,979	13,819	15,459	12,448	11,538	13,378	15,218